

## 令和3年村上市議会第4回定例会会議録（第2号）

### ○議事日程 第2号

令和3年12月2日（木曜日） 午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

---

### ○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

### ○出席議員（22名）

1番	上村正朗君	2番	菅井晋一君
3番	富樫雅男君	4番	高田晃君
5番	小杉武仁君	6番	河村幸雄君
7番	本間善和君	8番	鈴木好彦君
9番	稲葉久美子君	10番	鈴木一之君
11番	渡辺昌君	12番	尾形修平君
13番	鈴木いせ子君	14番	川村敏晴君
15番	姫路敏君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	長谷川孝君
19番	佐藤重陽君	20番	大滝国吉君
21番	山田勉君	22番	三田敏秋君

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	東海林豊君
企画財政課長	大滝敏文君
自治振興課長	板垣敏幸君
税務課長	大滝慈光君

市民課長	八藤	後茂	樹君
環境課長	瀬	賀	豪君
保健医療課長	信	田和	子君
介護高齢課長	大	滝	きくみ君
福祉課長	木	村静	子君
こども課長	中	村豊	昭君
農林水産課長	稲	垣秀	和君
地域経済振興課長	田	中章	穂君
観光課長	永	田	満君
建設課長	伊与	部善	久君
都市計画課長	大	西	敏君
上下水道課長	山	田知	行君
会計管理者	菅	原	明君
農業委員会事務局長	小	川良	和君
選挙管理委員会委員長	武	者秀	雄君
選管・監査事務局長	木	村俊	彦君
消防長	佐	藤正	弥君
学校教育課長	渡	辺律	子君
生涯学習課長	大	滝	寿君
荒川支所長	平	田智	枝子君
神林支所長	加	藤誠	一君
朝日支所長	岩	沢深	雪君
山北支所長	斎	藤一	浩君

○事務局職員出席者

事務局長	長谷部	俊一
事務局次長	内山	治夫
書記	中山	航

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、6番、河村幸雄君、20番、大滝国吉君を指名いたします。ご了承を願います。

---

建設課長の発言

○議長（三田敏秋君） ここで建設課長から発言を求められておりますので、これを許します。

建設課長。

○建設課長（伊与部善久君） おはようございます。議会初日の議第135号 桃崎人道橋補修工事委託に関する協定の締結についての中でありました本間議員からの2問のご質問に対する答弁について、訂正と改めての答弁をお願いしたいと存じます。

本間議員より1問目に、JRに委託する補修工事の中で照明の設置ができないかのご質問がございまして、この補修工事には照明が含まれず、設置はしない旨の答弁をさせていただきましたが、現状で階段を上り切った高欄外側に後づけしたと思われまして左右2基の照明があり、当該補修工事の前にこの照明を別途工事で撤去し、JRに委託した補修工事が完了後に改めて設置することといたしておりますので、照明については設置するとして答弁の訂正をお願いしたいと存じます。

また、2問目の補修後に自転車は通行させられるのかというご質問に対しては、明確な答弁をいたしておりませんでしたので、改めて答弁をさせていただきたいと存じますが、現状階段中央にスロープを設けてあり、補修後も同様の形状となっておりますことから、自転車を引いての上り下り、通行は可能であるということでご理解をいただきたいと存じます。

それと、もう一点、上村議員のほうから工事委託に関する財源のご質問がございまして、補助金のほかに起債を充当するというので、起債の種類について答弁ちょっとできませんでしたので、改めて答弁させていただきますが、今回充当する予定になっておりますのは、国庫補助金を充当した残額の9割に対して、公共事業債という起債を充当する予定としておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） ご了承を願います。

---

## 日程第2 一般質問

○議長（三田敏秋君） 日程第2、一般質問を行います。

今定例会の一般質問通告者は11名でした。質問の順序は、配付の一般質問通告書のとおりに行います。本日の一般質問は5名を予定しております。ご了承をお願いします。

最初に、15番、姫路敏君の一般質問を許します。

15番、姫路敏君。（拍手）

〔15番 姫路 敏君登壇〕

○15番（姫路 敏君） おはようございます。市声クラブの姫路敏でございます。今定例会トップバッターでの一般質問になります。よろしくお願いいたします。

私の一般質問は3点でございます。最初に、衆議院選挙の投票率についてでございます。令和3年10月31日投開票の衆議院議員総選挙小選挙区における投票率は68.21%でした。これは、昨年の村上市議会議員一般選挙の59.76%よりも8.45ポイント上昇しましたが、その要因についてどのように分析しているのか聞かせてください。

2番目、保育園運営について。現在の保育園運営における待機児童数及び一時預かり事業の現況について聞かせてください。

3番目、村上市の公共交通と過疎対策について。市は、現在村上市地域公共交通活性化協議会を設置し、地域の実情に即した輸送サービスの実現に向けて、必要となる事項を協議しております。過疎対策としても公共交通は住民の足となり得るサービスが必要であると考えますが、市長の考え方を聞かせてください。

以上、3項目でございます。市長答弁の後、再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。それでは、姫路議員の3項目のご質問につきまして、順次お答えをさせていただきます。

最初に、1項目め、衆議院議員総選挙の投票率については、選挙管理委員会委員長にご答弁をいただきます。

次に、2項目め、保育園運営についての現在の保育園運営における待機児童数及び一時預かり事業の現況はとのお尋ねについてでございますが、本年11月1日現在、年度途中における入園申請者は94人であり、そのうち既に入園した園児が38人となっており、現在の待機者は56人で、全て3歳未満児であります。なお、56人のうち22人につきましては新年度の入園調整となり、残る34人が待機児童として引き続き入園調整を行う対象人数であります。保育園の施設規模から見れば受け入れが可能な人数ではありますが、保育士の確保ができていないため受け入れることができず、待機が生

じている状況にあります。一時預かり事業につきましては、保護者の就労や病気、入院、冠婚葬祭やリフレッシュなどの理由から一時的に家庭保育ができない場合に対応するため、各地域に1園ずつ設置しており、今年度は10月31日現在で延べ325人の方にご利用をいただいております。現在第3次村上市保育園等施設整備計画の策定を進めておりますが、村上市保育園等施設整備計画審議会のご意見も踏まえながら、今後も市民の保育ニーズに応えられるよう、保育施設の運営を図ってまいりたいと考えております。

次に、3項目め、村上市の公共交通と過疎対策について。過疎対策としても公共交通は住民の足となり得るサービスが必要であるとお尋ねについてでございますが、本市の公共交通は交通事業者が運行するJR、路線バス、タクシーから成る公共交通機関のほか、それを補完する形で村上市地域公共交通活性化協議会が実施主体となるまちなか循環バス、せなみ巡回バスなどのコミュニティバスや、デマンド型のりあいタクシーを運行することで交通ネットワークを構築し、それぞれの目的や地域特性に合わせた市民等の移動手段を確保しております。しかしながら、本市は広大な面積を有しており、特に中山間部では集落が点在していることから、地理的な条件によっては最寄りのバス停や駅までの距離が遠いことや、タクシー事業者が営業していないなど、公共交通が不便な地域も存在しております。こうしたことから、住民の移動手段確保のために既存の交通資源の有効活用や互助による輸送など様々な方法を組み合わせることで活用することや、それぞれの地域において抱える課題や実態に合わせた対応が必要であると考えております。そうした中、今年度新たな村上市地域公共交通計画がスタートをいたしました。この計画に沿い、事業効果の検証と評価を繰り返しながら、より利便性の高い持続可能な移動サービスを提供できるよう取組を継続してまいります。

私からは以上であります。

○議長（三田敏秋君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（武者秀雄君） それでは、姫路議員の1項目め、衆議院議員総選挙の投票率についての衆議院議員総選挙小選挙区における投票率が昨年行われた村上市議会議員一般選挙よりも8.45ポイント上昇した要因についてどのように分析しているかとお尋ねについてでございますが、主な要因として、市議会議員選挙が行われた令和2年4月当時は、日本国内において新型コロナウイルス感染症の感染患者数が増加し始めていた時期であり、県内においても3密を避け、手洗い、せきエチケットなど、感染症予防の注意喚起や行動自粛要請が行われていました。そのため、新型コロナウイルス感染症に対する市民の不安が高まっていた中での市議会議員選挙となり、投票率の低下につながったものと考えております。今回の衆議院議員総選挙につきましては、これまでの新型コロナウイルス感染症対策の様々な知見や経験を生かしながら、感染症流行下においても有権者の投票機会の確保と投票における安全・安心の確保を最優先に準備を進めてきたところであり、本市においては、防災行政無線やむらかみ情報ねっこのメール配信に加えて、ホームページ

で期日前投票所の混雑状況をお知らせするなど、期日前投票の積極的な利用を呼びかけてきたところであります。その結果、衆議院議員総選挙と市議会議員選挙の投票率を比較しますと、当日投票率につきましては約1ポイントの微増でありましたが、期日前投票率につきましては約7ポイントの増加が見られ、このことが投票率上昇の要因となったものと分析をいたしております。このほかの要因といたしましては、公示日の前日となる10月18日のデータでは、本市の新型コロナウイルスワクチン2回目接種率が65歳以上で約93%、65歳未満では約65%であり、有権者のワクチン接種が進んだことが投票行動につながったものと考えております。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ありがとうございます。それでは、再質問に移らせていただきますが、再質問は公共交通から始めたいと思います。公共交通、そして保育園、その最後に選挙管理委員会のほうに質問していきますので、お願いいたします。

まず最初、資料3、9ページを御覧になっていただきたいのですが、我々というか、私の会派、市声クラブで鶴岡市の温海地区に公共交通の取組について、11月17日に視察に行っていました。そこに書いてあるように、鶴岡市は平成17年の10月に1市5町村で合併をしたということでございまして、昨年4月の人口で12万4,697人、そして世帯数が4万8,927世帯、うち65歳以上が4万3,394人ということで、やっぱり高齢化が拭い切れない、34.8%ということでございます。そこで、視察のときに温海庁舎の総合企画課長、齋藤充様、そして鶴岡市の本庁から企画部地域振興課の地域振興専門員として齋藤眞一様、そして温海地区の地域まちづくり未来事業推進員としてホンマミナコ様ということで、この3名の方と積極的な意見交換ができました。鶴岡市そのものは、公共交通のやっぱり要となっているのは庄内交通さんでございまして、全体では庄内交通さんのほうに1億9,000万円ほどの補助を出していると、当市と似たり寄ったりでございますが、ただ補助率が70%、全事業に対して70%ですということの話でした。鶴岡市が取り組んでいる公共交通は、旧6市町村ごとに地域に即した公共交通を考えているという方向性を出しておりました。温海地区は、庄内交通路線バスが令和2年9月末、今年の9月いっぱいまで撤退いたしました。撤退理由としてみれば、7割補助ではやっていけない、赤字路線であるということが大きくありますけれども、それで撤退して、これに伴って温海地区としてみればタクシー会社のほうにデマンド型タクシーと定時定路線を運行するタクシー運行ということで、令和2年、今年の10月1日から3年間、令和5年9月30日までの試行運行を今実施中であるということでございました。令和元年の12月から令和3年の3月まで、1年3か月を費やして、27集落中17集落で新たな交通手段、いわゆるデマンド型タクシーにおける運送手段を行政として提案して、意見交換を住民としてきたと。住民の参加者が575名、1回の集落会場で平均すると37名の方々が来て、熱い意見交換ができたということでございました。今年の5月から温海地域公共交通運営協議会を設立いたしまして、そこで11名の方々が委員となって、

村上市もそういった協議会ございますが、自治会長やら団体の長やら、そういった方々が一緒になってやっております。それで、令和3年4月、今年4月から令和3年9月、今年9月まで、2,027便、それで7,394人、これが乗られていると。1便平均3.65人乗車していると。庄内交通さんがやっているときには、あのバスに1.55人、平均。飛躍的に乗る人が増えたということが言われていました。1回決めたことをどうしてもやっていくのではなくて、そのたびごとにいろいろ住民のほうにアンケート調査して、そのアンケートに伴って改善をしていく、改良していくということを繰り返しながら今やっているということでございます。運行経費について見れば、当初温海地区は5,123万円の補助を出している、庄内交通に。ところが、デマンド型のタクシーさんをお願いしたところ、2,600万円。何と半額の経費で実現して、しかも乗る人が倍以上になっていると。こういう現状がここ1年の間に飛躍的に改善されて、みんな成功、これからまたどんどんやっていくのでしようけれども、そういう形になっております。しかも、歳入の部分、2,600万円タクシー会社に出すわけですけれども、歳入の部分で地方再生補助金が50%、普通交付税で25%、特別交付税で25%、何と国から100%支援をいただきながら運行していったって助かっているということを堂々として言われておりました。ああ、こういうことが公共交通にとって必要なのだろうなど。改善につながった一番は、住民とどんな運行が必要なのか話し合っていた、1年3か月かけて、ここだと思うのですが、市長、どうですか、この取組聞いて。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 非常に住民密着型の行政運営で魅力的だなというふうに感じさせていただきました。私自身も現場に足を運んで、住民の皆さんの意見を聞いて、それで公共交通これまで取り組んできた経緯があります。しかしながら、なかなか実態として成果が上がってこない。成果が上がってこないという言い方が正しいのかどうかあれですけれども、そんなところもありますので、そうしたことも踏まえて、そういったいい事例も今お聞かせをいただきましたので、お隣でございますから、しっかりまた検証させていただきながら、議員ご指摘のとおり、その地域に合った公共交通がどうあるべきか、それを探り出していく手法がどうあるべきか、しっかりと検討してまいりたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） では、10ページを見ていただきたいと思いますが、ちなみにこれ温海地域の乗合タクシーの運行図なのですが、海岸沿いに点々点々とちょっと大きな点々がついてる。これが7号です、海岸通りの7号。そして、山のところを点々点々と行っているのが、これが345号。村上市と逆な形になっておりますけれども、この点々点々の国道を幹の部分として考えている、幹。そして、横に道路の線がありますけれども、これを枝として考えている。各集落を葉として考えている。つまり枝、そして葉、そして幹という部分がしっかりとお互いにその役目を果たしながら、道路運行をやるのではないかとということで、庄内交通さんは何を担っているかということ、国道で他地

区、ほかの温海以外の地区に移動されるときはそれに乗って移動していくというような形で言われていました。まさに山北地区、そして朝日地区、例えば国道7号をまたいであるわけでございますけれども、その中でその部分は新潟交通さん、そしてそこから枝、葉というところをデマンド型のタクシーで結びつけると非常にいいのかなと、こんな感想も私は持ちました、そこで。そういったような運行をなさっているということを言っておりましたが、村上市でも11月24日に村上市地域公共交通活性化協議会が開催されました。本年度2回目です。私もそこに、委員ではないのですが、傍聴に行って、いろいろ意見を交換しておる姿を見させていただきましたが、市長のほうから来年の4月から、そのときに、スクールバスの住民混乗事業というのですか、スクールバスにその住民も乗せてちょっとやってみようということを言われておりましたが、この辺市長はそれどんなふうに考えているのですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 先ほど冒頭申し上げましたとおり、公共交通の担い手、これJRは別としても、道路利用者の公共交通、バス事業者さん、タクシー事業者さん、いろいろあるわけなのですが、今議員ご指摘のとおり、それぞれの役割分担ごとにしっかりと取り組んだらどうかという議論はさんざんこれまでも進めてきました。ようやく今タクシー事業者さんが一つの固まりになって、さらにはバス事業者と連携をしながらやろうと。担い手の供給のやり取りも含めて今考えています。その中で1つ、路線バスの路線ありますよね。そのところにスクールバスも走っています。ですから、極端な話、路線バスが走って、スクールバスが、これだったら一緒に走れるという、少しその辺整理できないかという議論をさんざんしてきました。ようやくそんな方向性を出していこう。将来的にはバス事業者とスクールバスが共存できるような形、これを目指すことができれば非常にコスト的にも安価になるでしょうし、バス事業者の利益にもつながるでしょうし、そうしたところでいろんな方面がいい方向に行けるような形ができないかということで、次年度試行に入ります。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） そこで、温海地区もそういったことでちょっとやったという話を聞きました。ところが、通学のバスというのは一定しているようで、例えばあしたは休校だとか、あるいは昼から上がりだとか、ちょっと不確定なところがあるのです、学校によっていろいろと運行の仕方は。そうすると、住民が乗るに当たって、乗られる方がもうちょっと先まで行ってくれとか、何か言い出すみたいです。もうちょっと先に行ってくれとか、ちょっと要望が出てくる、乗っている側として。しかしながら、スクールバスはやっぱり学童、生徒を送り迎えするのが唯一、一番の目的なので、その辺とのかみ合いがどうしてもできなくて、いや、実験やるのは全然間違っていないのですが、かなり難しいですよという話を温海地区の方から、担当の方はそういうことは言われていました。難しいにしてもやろうと決めて挑戦することに問題はないのでしょうかけれども、せっかくな

クールバスで走っているのだから、そこに乗せてやったらいいではないかという発想でやっているわけですから、やってみるのも一つですが、ただそういう話もあるということです。教育長、どう感じますか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 議員おっしゃるように、スクールバスの一番の機能は児童生徒の安心・安全な通学だと思いますので、それが保証されているという前提で住民の利便性にも貢献していかなければならないものだと思います。1年間の実証事業となっておりますので、先ほど言われたように学校、住民等の意見をよく聞きながら、改善の余地があったら改善する、継続するというふうなことを検証していかなければならないと思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） やって見ないとこれ何とも言えませんので、やってみるにこしたことはない。そして、よかったら継続していく、おかしかったら改善していく、市長が協議会の中でそう言われていましたので、そのとおりだと思います。ただ、かなり難しいという実態は、経験しているところから出ている話でございます。

そして、11月27日の日にNPO法人おたすけさんぼくさんが主催として、山北の地域交通を学ぶ会というのがございまして、これは第2回目だったのですが、コーディネーターに若菜千穂さん、いわゆるNPO法人いわて地域づくり支援センター常務理事の方が来られまして、そしていろいろとお話ししながら、50人ぐらいですか、集まって、ワークショップ形式でやったわけですが、学校教育課長、そして自治振興課長、山北ですので、積極的に参加して一緒にやられていて、私らも市声クラブとして参加しておりました。その中で1つ、あっ、これはというのがあったのです。どういうことかという、新潟交通の営業のスタッフさん2名が何を言っていたかという、新発田市の豊浦地区で新聞にも出ておりますけれども、タクシー会社と併せて新潟交通と、新潟交通はその中の一つの路線を担って、豊浦地区全体が39自治会あるのですが、そこを網羅するようにデマンド型の運行を新潟交通がやり始めた。それで、豊浦地区でこういうことを私たちはやっておりますと、ぜひ山北でもいかがでしょうかと提案しているのです。私初めて聞いて、新潟交通もこういうこと考えるのだとびっくりしておりました。その後、新潟交通さんでのそういう姿を見て、よかったねシールを貼るのですけれども、ワークショップの最後に、やっぱりその部分に多くシールが貼られていました。デマンド型運送というのは、過疎地域に行けば行くほど必要になってくるのかなと。戸を開けて何歩か歩けば来てくれるような場所、今移動スーパーとかいろいろと活躍している方もいらっしゃいますけれども、本当に近間まで行って、それを提供できる。運送も同じ方法です。そういうことの形が今後必要なのではないかなと思いますけれども、新潟交通でこういう提案がありました、市長、どう思いますか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） コロナ禍になってから2年経過するわけでありますけれども、その前でありました。3年前ぐらいになると思いますけれども、新潟交通本社のほうに私のほうから提案を实はさせていただいて、タクシー事業者とバス事業者、これが相互に乗り入れをして、お互いにできることがないか、運転員のやり取りも含めて。こんなことをしたときに、路線は新潟交通、必要なところ、それ以外のところはデマンド型のタクシーだったり、今呼んで来るバスがありますので、呼んで来るタクシーみたいなことはできないかということ、多分3年前ぐらいに提案をさせていただいて、先日の地域活性化協議会のときにも、先ほどちょっと触れましたけれども、タクシー事業者さん、当時5者ありました。今4者かな。その方々がそれぞれ自営で営業しておりますので、そこをまずまとめながら、バス事業者と連携をするということ、ようやくその方向性を見いだすことができると思いますので、そんなのが実現できると非常に有効だなというふうには思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 事業者にもいろいろ考え方がございますので、何もかもがそれでいいというわけではないので、いろいろと協議できるときに協議していただきたいと思いますが、11ページの資料を御覧になっていただきたいのですが、これ令和3年度の送迎バスの運行業務。一番下のほうに、これはいわゆる銀バスと言われる、新潟交通さんに村上市として補助しているのが、これ見積りというか、予算段階ですから、1億9,450万8,000円という金額でございます。あとほかのほうは、1番から36番までは、これ企画財政課のほうにちょっと問い合わせ、運送業務に関することの契約の金額とか、そういったのを出示していただきました。全部で、1番から36番、2億9,692万8,335円。そのうち市外事業者、村上市以外の事業者を支払われる分が1億1,871万3,000円、約40%。新潟交通を含めると約55%が村上市以外の事業者を支払われている運送業務の委託料です。市内業者は1億3,231万8,926円、45%でございます。何で私こういう数字を出したかということ、温海地区もそうなのです。温海地区はよく2,600万円ですタクシー事業者さんできますねという話をしたのです。そうしたら、何と、いや、通学の運行業務も送迎運送業務は全てタクシー会社さんに委託しております。つまりタクシー会社さんにしてみれば、不安定な金額よりも、やっぱり年間決まってどんと来ると計画も立てやすいし、その中でいろいろやりくりしている。実を言うと、胎内市にこれからまた私ら会派で視察に行つてまいります、のれんす号つてございます。いわゆるデマンド型。もう300円でどこでも行く、そういった形のデマンド型タクシーですけれども、そのタクシー会社にいわゆる通学バスの運行、その他送迎の運行、全て任せている。要するに何を言いたいかということ、村上市が市外に出している金額の部分、この金額の部分もあえて言えば地元のタクシー会社さんのほうに向けて、地元のタクシー会社さんはそういうことがあるものですから、デマンド型で例えばそんなにもうからなくても、全体的な中でペイができればいいかなというような形も考えられております。ですから、全体的な運送業務の中での公共交通の一部をいろいろ考えていくべきなのだろうと、こういうふうには思っております。市長、どうですか、その辺の考え方。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 多分地域公共交通の協議会が議論スタートして、私が就任前からだと思えますけれども、就任直後からその視点でこれまでもずっと取組を進めてきました。そういった形なのですけれども、各事業者さんの事業経営理念もございます。それで相互に乗り入れできないということもありました。幾つかあったそういう高いハードルを一つ一つ丁寧に丁寧に崩しながら、今ようやくここまで来ているということでもあります。市場原理がしっかり働いている、その中に公共性をどう価値としてそこに落とし込んでいくかという非常にデリケートな議論をこれまで進めてきました。それがようやく緒に就いているかなというふうに私自身は感じておりますので、もともとがいろんな全ての産業において私自身は地域内で資金を環流させる。要するにサプライチェーンで村上市の経済は村上市で賄っていくのだ、これが実現できたときには全ての事業者さんがそういうふうな利益を受けることができるというふうに思っております。この立てつけで公共交通についてもこれからも取組を進めていきます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 様々な考え方がございますけれども、何か例えば公共施設を建てるだの何だのという部分に関してみれば、ほかのところの市町村に村上市の事業者が行くときもあるし、そういうときはそのところで受け入れてくれるだろうし、また村上市としてもほかの事業者さんが来るのは受け入れる、こういう関係の中であるのでしょうけれども、運行の公共交通に限ってみれば、その辺考えてみると、これだけの金額が現実村上市以外の事業者に行っているということは、やっぱりよくよく今後考えていかななくてはいけないのだなど。一体化の中で公共交通の資金が算出できればと、こういうふうに思っております。これは、考え方いろいろありますので、ただ言えることは、温海地区では非常にもう住民もこぞって何とかしようとかかっている姿がその説明の中からも感じられました。村上市もひとつ頑張ってもらいたいなど、こういうふうに思っております。

次に、保育園運営についてをちょっと質問いたしますが、資料2の5ページを見ていただきたいと思いますが、この5ページ、上段は8月1日での待機児童、下のほうは11月1日での待機児童の人数でございます。8月よりも11月は増えているという現象ですけれども、こども課の課長さん、これ何でそうなっているのですか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） まず、4月1日に入園していただいた後に、その年度も引き続き入園の申込みを受け付けております。ですので、日々、月々経過いたしますと入園の申込みが来る中で、入園できる方もいらっしゃいますが、入園調整の結果、保育園のほうの受入れができず、入園できない方が生じている。それが月が経過するごとに増えていっているということでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 4月から始まるときに、その年度の中で待機されている方々が来年の4月に

リセットされてそこに入る。ところが、来年の4月からまた始まれば、そこに出てきた人は定員ま  
ず最初にいっぱいになっているものだから入れない。それがだんだん、だんだん月日がたつとまた  
増えていく。この繰り返しなのかなと、こう思いますけれども、それにしても毎年これを繰り返して  
いっていてもあれだろうし、今先ほど答弁でもございました、保育士の最終的な数ということに  
なりますよね。未満児になると、ゼロ歳の場合は1人で3人しか見れない。1歳、2歳は、1人の  
保育士で6人までしか見れない。そうすると、やっぱりそれなりに保育士の数が必要になってくる  
のだろうと。未満児だけを受け入れるようなものを、この保育園事業の中の一つなのですから、  
何かそういう場所を1つつくって、そして同じ待遇の中で保育士さんがそこで何か、OBも含めて  
見ておかれるような、そんなことはできないものではないでしょうか。こども課の課長さん、どうですか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） 現在第3次保育園等施設整備計画を策定中で、その審議会の中でもそ  
ういうふうな話が出ております。できるかできないかということになりますと、施設としてはそれ  
は建てればできます。ただ、やはり運営するには保育士が必要になると。3人に1人、先ほどゼロ  
歳ですとありましたけれども、どこでやっても3人に1人は必要だということで、その辺のところ  
は保育士の数とか園児数の推移なども見据えて、そういった未満児専門の保育施設の有用性という  
ふうなことを言われておりますので、検討していくというのが必要かと思えます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） いろいろ考えて、いろいろ当たってもらいたいと思いますが、何とか待機児  
童が少なくなるような、うまくいくような手法を日々考えていただきたいと、こういうふうに思っ  
ております。

一時預かり保育について。資料2ですが、6ページです。この一時預かり保育も4時間以内が、  
これ料金のところをちょっと見てもらいたい。4時間以内が700円、そして給食費とおやつ代300円  
足すと1,000円。4時間を超えると、大体は1,700円にプラス300円つくのだろうと、2,000円ほど  
になりますけれども、これ常に現金でやり取りしていますけれども、今も現金でやり取りしてい  
るのですか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） 今も利用していただく、朝であれば朝のときに現金でいただいでおり  
ます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 子どもを預けて、預けるときにお金下さいとなっていますけれども、大体何  
か聞くと、預けて、いわゆる受け取りというか、子どもを受け取りに来たときに2,000円出すと、そ  
ういうようなことで、お金の、金銭のやり取りをしているわけですからけれども、これが何と令和2年  
度で657人、延べ人数です。利用料金が110万6,500円。令和3年度、今年は4月から10月末までで

325人、49万1,100円を現金でいただいていると。次のページをちょっと見てください。8ページ、これ実を言うと4年前です。これ4年前。これも市長に質問したのですけれども、4年前は1,815人、306万6,400円だったのです。この4年間の間で飛躍的に預かり保育に預ける人が減っているのですが、何か要因ありますか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） 姫路議員のご用意いただいた資料にあります平成28年度、1,815人の利用ということでございます。それで、平成29年度、平成30年度につきましても1,800前後でございますが、令和元年トータルで1,471件ということで若干減ってきております。〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕それが令和2年度になりますと657と、急にもう激減したわけです。これについては、やはりコロナの影響があるのではないかということと、もう一つ、令和2年度に定員19人の小規模保育事業所が開設しました。こちら例えば19人が月1回だとしても、1年で200人ぐらい、月2回ぐらい使うとすれば400人ぐらいの影響が出ている。それも一つの要因なのではないかというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） コロナの影響がいろいろ出ているかなと。それで、受入先もちゃんと増えているし、そういう加減かなとは思いますが、コロナが一番かなと思っております。例年大体300万円ぐらいの預り金が出ているというのは、これは実績でございますが、それが改善されても半分行くかどうか。

それで、現金の取扱いなのですが、会計責任者にちょっと聞きたいのですが、現金というのは公金以外の現金等の取扱いというのは、準公金と呼びますけれども、準公金、この準公金には準公金取扱規程というのがなければいけないとは思っておりますが、これどうですか。あるのですか、そういうふうなことが。

○議長（三田敏秋君） 会計管理者。

○会計管理者（菅原 明君） すみません、今手元に資料ございませんので、改めてちょっと確認したいと思います。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 現金の取扱いというのは、恐らくその都度、その場所で、ちゃんと本当は規程があるはずなのです。一番いいのは、市長、4年前にも質問したとき、市長も現金は知らなかったとは言っているのですが、それはそれとして、5,000円、1万円ぐらいであればまだまだあれですけれども、100万円、数百万円いくということになると、やっぱりこれは少し考えなければいけないと思います。考えて、1か月締めて会計窓口払ってくださいますかとか振り込んでくださいますかとかという数値を言ったほうが見やすく分かりやすいと思います。ただ、金額にもよるのでしょうかけれども、今どきやっぱりキャッシュレスの時代ですから、その辺も含めてちょっと考えたほうがいいと思

ますが、市長、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 私自身が扱う、行政が扱う資金、手数料とか使用料とか利用料とか、全て公金というふうに理解をしました。準公金という呼び方があるのか、今初めて聞きましたので、ちょっと勉強させていただきたいというふうに思っております。全て公金を取り扱う職員は、分任出納員という形の発令を行っております。分任出納員は、会計法また私どもの財務規則、これらにのっとってしっかりと業務を行うということでありますので、その公金の扱う範疇で法令にのっとってやっているということであります。他方、やはりリスクもあるわけでありますので、現在デジタルトランスフォーメーション推進会議の中でも議論されておりますけれども、本市におきましてもそれを今積極的に進めていこうということで、今特に若い世代の皆さん、みんなスマホでキャッシュレス決済やっておりますので、それは一つ必要だなというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ちょっと勉強していただいて、できればキャッシュレスの方向に向かっていたいただきたいなど、こういうふうに思います。

それでは、最後になりますが、選挙について。選挙について、武者さん、去年からまた座っていただきましたけれども、選挙についてこれいろいろと私資料は持ってきたのですが、時間も時間ですので、一生懸命頑張っていたと思います。去年は、やっぱりコロナの影響で、市議会議員の選挙って大体投票率いいのですけれども、ちょっとまずかったなど、コロナの影響もあるのでしょうけれども。そこで言いたいのは、イオンモール、新潟県にもイオンさんあります。この衆議院の小選挙区で、イオンモールで期日前投票をされた自治体が上越市と新発田市と2つあるのです。新発田市にも私選挙管理委員会のところちょっと電話で取材しました。そうしたら、10月の26日から5日間だったのですけれども、非常にやっぱり多くの人が買物ついでに投票をしていかれたと、〔質問終了時間5分前の予告ブザーあり〕そういう実績があるのです。私去年の6月にジャスプラでどうですかというのを言ったはずなのです。当時、今おりませんけれども、佐藤事務局長が検討しますとは言っていたのですけれども、さあ、それが検討されたものかどうか分からないのですが、イオンのほうには新発田市の選挙管理委員会からお話を持って行って、これは新発田市議会が視察に行ったのですって、青森に。そうしたら、青森でイオンの中で期日前投票をしていたと。おい、新発田もできないのかよということで提案があったらしいのです。それに伴って選挙管理委員会が積極的に動いて、新発田のイオンのほうに相談したら一発オーケーです。どうぞやってくださいと。イオンのところにも社会貢献をすると、投票率を上げるのに、なっております。もしかすると、ジャスプラさんにお電話1本委員長から入れていただいて、期日前どうですかねと言ったら、いやあ、ぜひともと言ってくれるような気がするのですけれども、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 選管・監査事務局長。

○選管・監査事務局長（木村俊彦君） ただいまの姫路議員のご質問ですけれども、選挙管理委員会事務局といたしましても、昨年の令和2年の2回目の定例会で議員からご質問がありまして、事務局内部でも検討を重ねてまいりました。イオンさんにも、実際イオンさん含めて市内の商業施設のほうにそういった期日前投票所の設置ができないかというふうなことを確認しております。イオンさん以外につきましては、なかなか会場の確保とかということで難しいというふうな回答をいただいております、イオンさんにつきましては今議員さんがおっしゃったように、企業自体がそういうふうな社会貢献というふうなことでの理念を持っておることから、検討するというふうなことで事務局内部でも検討を進めてまいりましたが、イオンさんでの期日前投票所の場所の確保、今回委員長のほうから答弁いたしましたとおり、3密を回避するためのスペースがなかなかちょっと確保できないというふうな状況がございまして、そういったスペースを確保するための今後の検討が必要というふうなことで、今のところ課題となっております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） スペースは、私はあると思います。イオンさんでどう言われて考えていられるか分かりませんが、イオンさんは積極的にそれ受け入れる準備はしてくれていると思います。イオンのホームページなんか見ると、そういうことを書いてあります。今回投票率が悪かったわけではないです。期日前投票も増えております。68%ですよ。もう8割ぐらいの勢いでやれば、全国的にいつも投票率のいい自治体、村上市というのがPRになりますよね。ニュースでも出してもらって、なぜいいのですかと。いや、期日前投票所をいっぱい設けました。

それと、もう一つ、柏崎市で移動投票カー。ワゴン車で、山間部のほうこれで投票依頼に行く。これもまた新潟日報さんの新聞に載ってございましたけれども、すごく好評みたいです。やっぱり武者さんが委員長の間にもいろいろ考えていただいて、そして来年参議院選挙もございしますが、どうか前向きにちょっと検討してもらいたいと思いますが、委員長、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（武者秀雄君） 今姫路議員さんのご質問、大変よく理解できます。我々も正直委員会でも話ししております。システム上の問題とか二重投票の心配とか、いろいろございしますので、再度また慎重に検討させていただきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） よろしくお願ひします。

今回の質問はこれで終わりますが、どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで姫路敏君の一般質問を終わります。

午前11時5分まで休憩といたします。

午前10時53分 休 憩

---

午前11時05分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（三田敏秋君） 次に、1番、上村正朗君の一般質問を許します。

1番、上村正朗君。（拍手）

〔1番 上村正朗君登壇〕

○1番（上村正朗君） おはようございます。議長のお許しが出ましたので、一般質問を行わせていただきます上村でございます。

1、生活保護制度について。生活保護は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定める日本国憲法第25条に基づく制度であり、生活に困窮した際のセーフティネットとして重要な役割を果たしています。そのために、福祉事務所における業務の実施体制及び支援水準の向上に不断に取り組む必要があると考えます。そこで以下について伺います。

①、社会福祉法第16条は、市が設置する福祉事務所について、ケースワーカー1人当たりの被保護世帯の標準数を80世帯と定めています。当市の状況は、ケースワーカーが6人、被保護世帯が令和3年9月、493世帯、同10月、490世帯。ケースワーカー1人当たりの世帯数は、9月が82.2世帯、10月が81.7世帯となっており、法が定める標準数を超えています。法律を遵守するとともに、正確かつ質の高い業務を行うため、ケースワーカーを増員するべきと考えますが、見解を伺います。

②、正確かつ効率的な業務を行うために業務の電算化を進めるべきと考えますが、見解を伺います。

③、来年度、社会福祉（ケースワーカー）職を2人採用する予定ですが、採用した職員の専門性向上に向けた具体的な方策について、現時点でどのように考えているか伺います。

④、マスコミ報道等の影響を受け、市民の中に生活保護に対するマイナスイメージがあり、必要な方が制度の利用につながらないおそれがあります。全国的には、ホームページへの掲載やチラシの全戸配布、ポスター掲示などにより、生活保護の申請が国民の権利であることを積極的に周知している自治体があります。村上市においても同様の取組が必要だと考えますが、見解を伺います。

2、要支援世帯に係る除雪体制について。各種の中長期予報によれば、今冬は大雪になる可能性が高いとのこと。高齢者世帯など要支援世帯に係る除雪については、身近な地域における支え合いの仕組みづくりが重要だと考えますが、見解を伺います。

3、洋上風力発電事業について。今般、再エネ海域利用法における有望な区域に村上市・胎内市沖区域が選定されました。今後は、国や県による法定協議会が設置され、促進区域の指定に向けた利害関係者の調整や事業者公募についての協議が開始されることとなります。市民の思いの中には、雇用や観光など地域経済の活性化に向けた期待とともに、自然環境や生態系、景観などに対する影

響への不安があると考えます。市として、市民の多様な思いや意見を把握して、協議会の場などに反映していくべきと考えますが、見解を伺います。

以上、市長答弁の後、再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、上村議員の3項目のご質問につきまして、順次お答えをさせていただきます。

最初に、1項目め、生活保護制度についての1点目、正確かつ質の高い業務を行うため、ケースワーカーを増員するべきと考えるがとのお尋ねについてでございますが、本年11月期で生活保護業務を担当する職員は、ケースワーカー6人で489世帯を担当している状況であります。社会福祉法第16条では、現業を行う所員の数は被保護世帯数が240世帯以下では3人、世帯数が80を増すごとに1人を加えた数が標準として定められております。本年の9月、10月、11月については、ケースワーカー1人当たりの担当が80世帯を超えておりますが、法律を逸脱するものではなく、適正に業務を行っているところであります。しかしながら、被保護世帯は増加傾向にあり、加えて専門的な知識が必要とされることから、正確かつ質の高い業務を維持するため、令和4年度において社会福祉職の専門職員を採用することといたしております。今後も生活保護申請の動向を見極め、適正な職員配置に努めてまいります。

次に、2点目、正確かつ効率的な業務を行うために業務の電算化を進めるべきと考えるがとのお尋ねについてでございますが、現在生活保護システム、レセプト管理システムを導入し、ケース記録、保護費の計算等を実施をいたしております。業務を効率的に行うためには、電算化は不可欠であり、今後本市が進めるデジタルトランスフォーメーション推進の観点からも、より効率化できるシステムの導入を検討してまいります。

次に、3点目、職員の専門性向上に向けた具体的な方策はとのお尋ねについてでございますが、職員の専門性向上のため、県主催の生活保護新任ケースワーカー研修会をはじめとした各種研修、各団体や自主グループが開催する講演会、勉強会に担当職員が積極的に参加をいたしております。令和4年度から専門職として社会福祉職を採用いたしますので、福祉職として求められる役割や専門性を明らかにし、経験年数や階層に応じた研修、職場での実践を通じて、業務知識を身につけるOJTを活用した人材育成を進めてまいります。

次に、4点目、生活保護の申請が国民の権利であることを積極的に周知する取組が必要と考えるがとのお尋ねについてでございますが、本市においてもホームページへの掲載や市報むらかみを活用し、生活保護制度について周知を行っているところであります。引き続き、市報、ホームページなどの活用のほか、あらゆる機会を捉えて周知をしてまいります。また、他の相談機関で生活困窮が疑われる場合には、連携を図りながら生活困窮者自立支援事業や生活保護制度の情報提供を行っ

ているところであります。

次に、2項目め、要支援世帯に係る除雪体制について。身近な地域における支え合いの仕組みづくりが重要だと考えるがとのお尋ねについてでございますが、本年1月、2月は例年になく大雪で除雪作業が追いつかない状況でありました。高齢者世帯など除雪困難な世帯では、自治会や地域の方々の協力により除雪を行ったところもあるという報告を受け、大変心強く感じております。議員ご指摘のとおり、身近な地域における支え合いの仕組みづくりは重要であると考えているところであります。そうした中、市内においては既に地域で協力して除雪を行う仕組みができています。自治会や、互近所ささえ～る隊と自治会が連携し、除雪支援の仕組みづくりについて話し合いを進めているところもあります。また、本市では高齢者等除雪費援助事業の見直しを行い、避難路確保のため、今年度新たに玄関前から道路までの通路の除雪費用を助成対象に加えたところであります。今後身近な地域における支え合いの仕組みづくりが市内全域に広がるよう、自治会などに働きかけ、取組を進めてまいります。

次に、3項目め、洋上風力発電事業について。市民の多様な思いや意見を把握して、協議会の場等に反映していくべきと考えるがとのお尋ねについてでございますが、村上市・胎内市沖における洋上風力発電事業につきましては、県により令和元年11月に村上市・胎内市沖地域部会が設置され、洋上風力発電の導入の可能性や課題について検討が行われてきました。この地域部会には、本市からも幅広い分野から選出された方々が参加し、部会を開催するとともに、一般市民の皆様を対象としたフォーラム及び説明会が開催されております。参加された方々や市民団体の皆様等からも、自然環境や生態系、景観等に対する影響を懸念するご意見が出されており、本市といたしましても事業者に対し、風力発電施設設置に伴う様々な影響について、風車の設置前や工事中、設置後を通して調査や予測及び評価を行うことを要望しているところであります。今後法定協議会において、促進区域の指定に当たっての利害関係者との調整や公募に当たっての留意点等について協議されることとなりますが、これまでのご意見やご要望も踏まえ、近隣住民の生活環境への影響や漁業への影響などについて、十分な調査や検証が行われることを要望してまいります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 答弁ありがとうございました。一番最初のところは、単純に世帯数を現業員数で割ると80、標準数を超えているわけですが、結論として80を割るようなケースワーカーの増員はしないという結論でよろしいのでしょうか。その辺まだこれから、検討中ということなのでしょうか。どうなのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これまでも同様のご質問についてお答えしていますが、今までの体制よりもさらに強化をして、ケースワーカーを増やしていこうというふうな形で、手厚い体制づくり

をしていこうというのが基本的なスキームであります。令和4年度にまず採用を、今回3人だったかな、今内定ですけれども、しております。そうした中で、今現行6人いるのが3人増えれば9人になるのですけれども、それイコール9人にはならないと思いますので、その辺のところは業務の執行の在り方、これは行政組織でありますから、そこで少し調整は必要だと思っておりますけれども、私自身の考え方としては、より専門性の高い福祉職を配置することによって、市民のそうした福祉に対する要請、特に生活保護を含めた生活困窮の皆様方をサポートしていく体制づくりはしっかりと取り組む、これが第3次総合計画の骨でもありますので、そのことは申し上げておきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ということで、ケースワーカー職3人内定、ホームページでも確認させていただいて、非常にご配慮いただきありがたかったなというふうに思います。80というのは、私にとっては標準数として、昔は法定数でしたけれども、標準数ということで、80でも非常にケースワーカーとしての負担は大きいわけですので、その辺の全体を含めて適正な配置数になるようにぜひお願いをしたいと思います。

福祉課長のほうに質問なのですけれども、取りあえずは社会福祉法上の標準数としては80世帯ということなのですが、私の経験上、80世帯というのは非常に過大な数字だというふうに考えています。恐らく適正な保護費の認定であったり、自立に向けた支援であったり、非常に難しいのかなという、しかもこういう広大な村上市でございますので、私的には現場の長として本市における適正数といえますか、特性とかいろんなのはあると思いますけれども、どのぐらいが必要なのか、現時点でどのように考えているのか。私的には、県福祉事務所の標準数である65というのも一つの目安のかなと思いますけれども、現場の長のまず感覚としてはどんなものでございましょうか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 実際にケースワーカーの業務見ていると、確かに80では多いというふうには感じております。特に合併後、山北、それから荒川まで全部を網羅しているわけですので、合併前の町村の段階ですと、議員おっしゃられるように65が標準数でありました。市になったことによって、標準数80というふうになったわけなのですけれども、65とまでは言いませんが、それに近い数字でもいいのではないかと考えております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 私の実感としてもそのぐらいかなという気はいたします。

お手元にお配りした資料の2ページ目を御覧ください。2ページ目の資料4の中には、社会福祉法第16条、そのまま法律を読むと80でなくてもいいようにも読めるのですが、それは厚生労働省も県も市の設置する福祉事務所は80だよ。県福祉は65だよということで、国、県の見解もありますので、やっぱり80というのはしっかり標準数として、基準としては考えていただきたいと思っております。

資料5で見るとおり、村上市が令和3年8月の時点では標準数を超えて県下第1位。一番世帯数の少ない胎内市35.3の倍以上のケースを持って担当者は頑張っているということですので、そういう状況を含めて、市長なのか、総務課長なのか、ちょっとあれなのですが、生活保護ケースワーカーの配置基準、80というのは一つ法で定められた標準数等はあるのですけれども、この辺の県内の各市において考え方というのはいろいろあると思うのですけれども、村上市におけるケースワーカーの配置基準の基本的な考え方というのがもしあれば、割と80のほうに、上のほうに張りついているというちょっと認識がありますので、もう少し、現場の声で、80でも全然大丈夫だよ、やれているよということであれば、それは標準数を守るというレベルでいいと思うのですけれども、その辺ケースワーカーの配置の基準、基本的な考え方ということで何かありましたらお聞かせいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 行政組織としての人事管理の件でありますので、私がお答弁申し上げるのが正しいのだろうというふうに思っております。

今社会福祉事務所長のほうから肌感覚としては65まではというのですけれども、合併前は65と言っていましたので、やっぱりそれが標準なのではないでしょうか。ですから、これまでの形は形として、国が示す法のガイドラインには準拠は、これ当然しなければなりませんから、そこをクリアするのは当然だと思いますけれども、実務レベルでやはり65というふうに現場が肌感覚持っているのであれば、そこを目指していくというのがいいのだろうなというふうに思っております。ただ、各自自治体の様子が違いますので、また村上市の生活保護行政の様子も違います。これをつぶさに捉えながらやっていくこと、それと村上市全体としての人事管理、定員管理を含めて、そこにアテンドしていくということが重要だというふうに思っています。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 丁寧な答弁大変ありがとうございます。市長最初の答弁のほうでおっしゃっていただきましたけれども、3人社会福祉士のケースワーカー採用していただいて、それが福祉のほうに配置していただけるものであれば、6プラス3で9で、さすがに9ではないだろうなと思いますけれども、やっぱり初任者を育てるのも非常に、今までの本来の業務を抱えながら初心者を育てていくともう非常に過重な、過重というか、負担が大きゅうございますので、給与そのまんまというわけにはなかなかいかないと思いますが、その辺もまず配慮していただいて、ぜひ実質的な増員といえますか、職員の負担軽減もさることながら、やはり質の高い業務が担保されるように、ぜひ前向きに考えていただけるものをご信頼申し上げて、次の質問に移りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目は、ケースワーカー増員していただきたいという話をした後で大変申し訳ないのですが、ただ市長のご答弁でもあったとおり、全体の定員管理とかという話もあって、それは際限なくとい

うか、現場の要望どおり増やしていくというのは、それはなかなか難しいと思いますので、一方でやはり業務の電算化といいますか、効率的に業務を進めるために必要なところの電算化は進めるべきではないかなと思うのですが、今市長の答弁にもありましたけれども、そのほかに何かこういうシステムがあればなみたいなのというのは、現場のほうでは検討していらっしゃるものでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 今ほど市長も答弁いただきましたが、生活保護システムについては既に電算化されております。ただ、内部の問題ではありますが、住民基本台帳との連携がまだされていないというところ、それと電子決裁まで至っていないというところで、最終的な決裁が紙ベースになるというところがありますので、その辺は今後システム上でできれば少しは軽減されるかなというふうな気持ちでいます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） それは、市役所全体のデジタル化というところでもご検討いただけるのだろうなと思いますけれども、全国的に非常にケースワーカーの方の事務処理のミスによって、村上ではないです。村上市以外の、全国的には何千万の認定漏れがあつて、後で追給しなくてはいけなかった。逆に支給すべきではなかったものを何年間も支給していたと。後でそれを返してくれと、利用者の方に何十万円、何百万円と、そういう話も聞いております。そういう状況になると、それは行政に対する信頼もそうですし、利用者の方、それから職員の方に非常に負担がかかるということもございますので、業務の迅速性、それと大事なのが正確性だと思います。そこを担保するために、デジタル化の推進も踏まえてぜひ現場で、特に業務の正確性です。その部分で必要な電算化というか、システム化についてはぜひご配慮いただければなと思いますけれども、市長のほうでよろしいですか、今の答弁。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） まさにご指摘のとおり一番重要な視点だと思います。現在村上市で、例えばでありますけれども、今の申請、承認の1,800を超える手続、これ判子なしでできないかという話を実は内部でやっています、できるねということなのですからけれども、それに相通ずるものがあつて、やはりそれでなおかつ正しいもの、こういうものが需要だと思います。デジタルトランスフォーメーション全体で推進していきますので、その中で原課からもいろいろと聞いておりますので、取り組めるところから早急に取り組んでいくということで考えております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） よろしくお願ひします。ぜひ現場の声を聞いていただいて、正確性プラス効率化に向けてぜひご配慮いただきたいと思います。

3点目、社会福祉ケースワーカー職を3人採用する予定。採用していただいて、そういうことを

言うのもまたなんなのですけれども、福祉の専門職というのは支援スキルであったり、業務に対するモチベーション等々の面で、専門職ではない職員の方に比べて大きなアドバンテージを有しているというふうに私も考えます。ただ、それはやっぱり不断に専門性を向上するための継続した取組、人事施策が非常に必要だと思います。答弁の中で具体的にはちょっと理解しかねるところもあつたのですけれども、現場においては、福祉課においては恐らく一人一人の採用した専門職の職員の現状に応じて育成計画というのはいっしょに立てられて、日々取組をされると思うのですけれども、残念ながら組織の常からいって、いろいろ育成担当者が異動するとなかなかそれが途切れてしまうという可能性もあるので、やはり総務課なり人事担当課あたりできちんとしたその辺の専門職の育成方針をいっしょに立て、管理をして、現場をきちんと、きちんと点検をすると。きちんと現場でできていなかったら、それいっしょにしないといちやんと育成できないよみたいな、そういう日々の指導も現場以外に、総務課さんになるのかもしれませんが、そういうところできちんと点検する必要はあるのかなと思うのですが、その辺のお考えというか、はいかがでございましょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 議員おっしゃるとおりだと思っております。当然原課のほうと常々やり取りをしてまいりまして、今回特に専門職でございますので、通常の研修の計画あるわけですが、それ以外にも特に特化した研修もございますので、その辺も取り入れた中でということで今現場と話ししているところでございますので、せっかく来ていただいた専門職でございますので、その能力が十分発揮されるような形で私どもとしても取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ぜひ全庁的にといいますか、体制で、せっかく来ていただく専門職ですので、育てていただきたいと思っております。私もいろんな専門職、県もほかの市町村の専門職も見ていますけれども、スタートラインにおけるアドバンテージは非常にありますけれども、その後のそのこの組織の育成方針、実際の取組によって、かなりその後の成長といいますか、職員としての成長、育成の度合いには差があるなというふうに感じていますので、村上市専門職採用したよ、私の知人、友人に今年は非常に自慢してきました。村上市すごいことやったなという、大学の先生も含めて非常に高い評価いただいておりますので、ぜひ育成の場面でも、村上市はすごい育成しているな、成長させているなということで、今後も取組をお願いしたいというふうに思います。

それでは、4点目、広報の関係です。これは、お配りした資料の3ページ目、4ページ目。3ページは、これは滋賀県の野洲市というところで、これは全戸に配ったチラシです。ホームページにも載っていますし、全戸にこれは配りました。次はぐっていただいて、4ページ目は、これは南魚沼市のホームページです。ホームページにも載っていますし、ここで特徴的なのは生活保護の申請は国民の権利ですと市長さんが言っているということです。市長さんが市民に対して生活保護の申請は国民の権利ですよと言っているのが南魚沼市の特徴で、非常にこれは全国的にも評価されてい

るところです。ホームページの掲載のほか、市内の150か所の公共施設、金融機関、スーパー、商店、そういったところにこれを掲示をする予定だということで進めております。市長の答弁の中にもあらゆる機会を通じてということで、いろんな具体的な取組、検討していただけたらと思うので、ぜひ野洲市、それから南魚沼市、先進的な取組しているところから出ていますので、ぜひ村上独自の取組で、ああ、また村上いいことやったな、ぜひ言われるようなことを考えていただければと思います。それは、市長のほうから検討するというご回答はいただいておりますので、答弁は特に不要でございます。

それでは、次の要支援世帯の除雪の関係で質問をさせていただきたいと思います。この質問については、市長の答弁で間違いないのですけれども、家屋や建物の雪下ろしではなく、玄関から道路までの除雪に限って聞きました。朝起きて玄関を開けたら、雪が30センチ、50センチ積もっていた。それから、除雪車が早朝に除雪をしていったのだけれども、後に雪が残されていますので、それで外に出ることができないという状況の場合どうするのかと。この辺で自力で除雪できず、子どもや親類等も頼れない世帯が市内にどれだけいらっしゃるのか、介護高齢課が担当かなと思うのですけれども、概数で構いませんけれども、把握しておりますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（大滝きくみ君） 市内の要支援者世帯でどのくらい除雪が困難な人がいるのかということで、全体数は把握しておりませんが、今後除雪支援を検討するために、屋根の雪下ろしよりは玄関先の除雪が困難となる、村上地域の民生委員・児童委員の皆様にご協力いただき調査を実施させていただきました。民生委員の方から36人協力をいただき、60町内に当たりますが、全数ではないので、参考にしかありませんけれども、まず玄関から道路まで除雪できないと思われる高齢者、障がい者の方はいるかという質問で、149の方が困っているだろうと思われる。そして、それに対してどういうふう支援をしているかということで、高齢者が自ら実施している、そのほかに近所の方が手伝ってくれるという方が一番多かったという結果でした。また、民生委員の方で除雪の相談を受けたことがあるかということで、18件受けたということで、そちらについては民生委員さんが除雪業者につないだということで解決されております。そして、担当する町内に除雪を行う仕組みがあるかということで、ないと答えた集落が49、あるが5町内あったということで、そちらのほうの実態はまだちょっと把握をしておりますが、仕組みがあるということが分かりました。今回の調査で一番分かったことが、まず近所の方が自主的に高齢者のお宅の除雪を行っていることと、区長、区議員の方が高齢者のお宅を回って、除雪で困っていないかということを確認している、声かけをしているということと、民生委員さんの仕事ではないのですけれども、民生委員の方がボランティアで除雪をいただいているというようなことが分かって、仕組みとしてはないのだけれども、地域の支え合いでできているということが分かりました。今後この実態をさらに把握して、互助が継続できるように支援していきたいなというふうに思っております。また、介護サービスを

使っている方については、介護サービスの事業所のほうで大雪の際は送迎の人数を増やして対応したり、ヘルパーさんが雪踏みをして家に行ったりというようなことをしているということでした。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 大変ありがとうございました。村上地区の民生委員さんに聞き取り、アンケート調査したというのは的を射ているかなというふうに思います。私も山間地と中山間地と市街地の民生委員さん何人かに、あなたが担当している地域の要支援世帯に対する今言った除雪の体制ってどうなっているのですかという話をお聞きしたところ、地域のコミュニティがしっかりしている、できているところはもう大丈夫ですと。親戚がみんなやるので問題ないですとか、集落で基本的にできていますという声をお聞きしました。なかなかできていないというのは町場です。旧村上、市街のところの民生委員さんからは、なかなか大変だという状況がお聞きできましたので、村上地域に限ってアンケート調査をしたというのは的を射ているのかなと思います。

今冬に向けた具体的な取組についてですけれども、民生委員さんが非常に実態をよく把握しておりました。私の住んでいる町内では330世帯、かなり大きな町内ですけれども、除雪の支援が必要な要支援世帯は全て把握をして、ここは市内に住んでいる息子さんが来るから大丈夫、ここはホームヘルパーさんが仕事のために入る、道づけするから大丈夫。それで本当に大丈夫かどうか分かりませんが、山居町一丁目で全く支援体制がないのが五、六件だったですか、その五、六件というのは今までどうやっているのですかと言ったら、雪が降って、玄関を開けて雪が積もっていると、民生委員さんがスコップを持って町内中を走り回るのだと。走り回って支援してくれる人がいない世帯は、民生委員さんが全部今まではやっていたという話をお聞きしました。それで、山居町一丁目についてはささえ～隊をつくって、民生委員さん1人に任せるのではなくて、市内、区の有志ですけれども、ではみんなでそれ分かち合っていきましょうという体制を今冬に向けて今できつつあるというか、恐らくできるのではないかなと思いますけれども、そういう取組を全市的にというか、困っていそうな地域にきちんとやる必要があるのだろうなと思います。民生委員さんと町内会がきちんと連携取ることが必要だと思いますので、民生委員さんと自治会に対してそういう、先ほど課長のほうからも話あったと思いますけれども、連絡を取って、このお宅については雪が降ったら誰と誰が除雪をするのだよと、そこまでやっぱり具体的に決めていく必要があるのだろうなと思いますけれども、その辺の段取りはする予定があるというか、もうしているのかもしれませんが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（大滝きくみ君） 民生委員と市が連携して、誰がその方の除雪をするというところの検討はまだ全然されていませんが。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） すみません、民生委員と市ではなくて、民生委員と集落、町内会です。どこが除雪の体制取らなくてはいけない世帯かというのは、民生委員さんがまず基本的にしっかり押さえているので、そのところに雪が降ったら、では除雪の支援しようということを区と町内会ときちんと相談をして、そういう体制、雪が降ったら何々さんのところには朝誰と誰が除雪に行くのだというところまで、民生委員さんと区が〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕相談をすればいいのかなと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（大滝きくみ君） その制度設計はまだされておられません、今いただいたご意見を参考に、誰がやるか、どういうふうにするかというのは検討していきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 自治会のほうに民生委員さんからそういう相談があったとき、しっかり相談に乗ってくださいという依頼をしっかりすれば、まず体制できるのかなという気がするのですが、ぜひ具体的に、天気予報でもそろそろ雪が降りそうですので、取組を進めていただければと思います。ぜひこの冬が終わったら、まだ始まらないうちに申し訳ないけれども、冬が終わったら、取組をしていただいて、総括というか、実績と課題について整理して、次にぜひ生かしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。これは、非常に具体的な取組ですので、今のところは市長答弁は不要でございます。

最後になります。洋上風力の関係です。洋上風力については、気候危機のため再生可能エネルギーである洋上風力発電に取り組むことには私は全く異議はありません。推進といいますか、法律もありますので、法にのっとって取り組んでいくことになると思います。問題は、やはりヨーロッパ諸国のように、沿岸から20キロ以上離れた水平線の向こう側で事業が展開されるのであれば、いろんな景観、眺望、自然、生態系、健康に対する影響も最小限になるのかなと思いますけれども、日本の場合は本当に海岸2キロとか非常に目の前に高さ300メートル近い風車が何十本も建っていく可能性がある。そのことによって、景観や眺望、自然環境や生態系、健康へのマイナスへの影響が非常に危惧されていると思います。本来着床式ではなくて浮体式の技術が進展することを待って取り組んでいただくと非常によかったです。それは法も事業も進んでおりますので、やむを得ないところもあると思うのですけれども、まず法定協議会のメンバーというのは、村上市関係者というのは決まったのでしょうか。これ環境課長でしょうか。

○議長（三田敏秋君） 環境課長。

○環境課長（瀬賀 豪君） お答えいたします。

法定協議会につきましては、現在県のほうで開催に向けた調整が行われております。まだ正式にメンバーは発表されておられませんので、私どものほうでは最終的なメンバーはまだ承知していないところでございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 1回目の法定協議会と、あと委員のメンバーの選定、おおむね大体どのくらいの時期を予定されているのでしょうか。今年中ぐらいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 環境課長。

○環境課長（瀬賀 豪君） 現在本市のほうにも日程調整ということで県のほうから入っております、その中では12月、1月の中での日程調整をされておりますので、ただ今もう12月に入りましたので、ちょっとはつきり分かりませんが、場合によっては1月頃になるのかなというふうに考えてはおります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） では、法定協議会、12月、1月には委員、メンバーが決まり、第1回目の会議が開かれるということだと思いますが、私が危惧するのは、地域経済の活性化に向けてぜひ役に立つところはしっかり役立てていただきたいなという思いがありますが、同時にやはり心配するのが、特に観光や健康、鮭の生態系等へのマイナスの影響があると、〔質問終了時間5分前の予告ブザーあり〕30年間ずっと状況が変わりませんので、建ってしまってから、さあというのは非常に私が心配するところなのですが、これは市長にお伺いしたほうがいいと思うのですけれども、高さ300メートル近くの風車が何十本も建って、いろいろなご配慮で瀬波温泉の目の前には建たなくなって、それは一安心しているのですが、いろんな人から聞くと、でも瀬波温泉に泊まって、こっち側には見えるのだよね、そんなところに来たいと思う人がいるのかなという声が、全員ではないですけれども、そういう声も確かに聞こえています。もしかしてこういうところに建ってこういう景色になったときに、では本当に瀬波温泉に来ていただけるのですかという調査は恐らくまだしていないと思うので、その辺私は非常にそこが、さあ建ってしまった、温泉の入り込み客が減ってしまった、いろんな価値観ありますから、それを見に来る人もいらっしゃると思いますけれども、それで非常に減るといいう可能性もあるので、その辺の調査とかはしっかりすべきではないかなと思うのですけれども、市長のお考えはいかがでございましょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これまでずっとその両論で私もちょっと苦慮してまいりました、平成26年からでありますけれども。それが多分率直な皆さんのお気持ちなのだろうというふうに思っております。旅行客って来るだけでありますので、その中で食であったり、温泉であったり、価値をいっぱい受け止めれば、日本海に沈む夕日、これと同等のものになるのかもしれない。そのときに風車が建っていても問題ない方もいらっしゃるかもしれません。でも、日本海に沈む夕日を見に来たのに、そこに風車が建っていて、建っていないほうがいいなと思った方もいるでしょうし、建っていてもなおよくなったなと思う方もいるかもしれません。ですから、多様なそういう個人の感想が多分あると思いますので、そのところはしっかりと、建設事業をスタートする前の、先ほど申し上げ

ました事前の調査の中の大きなウェートなのだろうと私自身は思っています。また、生態系は一旦それが変化しますと、これやっぱり長く続くものであります。ですから、このところもしっかりと科学的な知見に基づいた検証をしてくれ、これまでも言ってきました。県知事からの意見の聴取につきましても、そういう形で私のほうから届けておりますので、そこはしっかり法定協議会の中で反映されるでしょうし、環境影響調査の中でも反映されるでしょうし、またその経過の中で法定協議会の中に我々も参画するわけでありますから、しっかりとそのことは発言をしていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ありがとうございます。市長のご発言聞いていて、経済効果一辺倒ではなくて、非常にいろんな意味で危惧お持ちだなというのは、今までもそういうふうに考えておりましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

風車が建つても観光客が本当に来てくれるのか、非常に心配です。それと鮭の生態系。本当に鮭の遡上が減ったり増えたりしていますし、生態系については北海道から九州まで、日本海側全面的には言い過ぎですが、かなり風車建ちますので、ここだけ配慮しても、秋田とか山形にもずっと何百本、何千本と巨大な風車が建ちますので、本当に村上沖、三面川まで鮭がたどり着けるのかというのは非常に不安があるのですが、そこはほかのところですので、言いようがありません。観光客の問題とか、鮭の生態系への影響について、風車が実際建つ前に、先ほどから市長おっしゃっているので、くどいと言われるかもしれませんが、風車が建つ前に調査結果をしっかり出して、内容によっては事業変更や停止、それから本当に極端な場合には中止についても法定協議会で言うべきことは言わなくてはいけないなどは思っているのですけれども、その辺は、繰り返して申し訳ないですけれども、調査をしっかりしていただいて、その結果によってはいろいろ言うべきことは、変更も停止も、極端に言えば中止も含めて、言うべきことは言うよということによろしいでしょうか。〔質問時間終了のブザーあり〕

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これまでの私のスタンスと変わりません。ただ、村上市としては議会のご議決に基づいて洋上風力発電事業は推進するという立場をいまだに堅持しているわけでありますから、その中で市民の皆さんに不安を与えないような形、また地域経済の活性化につながるような形、これをしっかりと協議会の中で私のほうから申し上げていきたいというふうに思っています。

○1番（上村正朗君） どうもありがとうございます。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで上村正朗君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（三田敏秋君） 次に、11番、渡辺昌君の一般質問を許します。

11番、渡辺昌君。（拍手）

〔11番 渡辺 昌君登壇〕

○11番（渡辺 昌君） 渡辺昌です。議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を行います。

大きい項目の1項目め、イノシシ被害の現状と今後の対策について。本市においても以前より鳥獣被害が大きな問題となっていますが、近年は特にイノシシによる農地への被害が深刻となっています。山北地区及び朝日地区では、被害が広範囲にわたって拡大し、中山間地農業の崩壊も懸念される状況となっていることから、以下の点について伺います。

①、本市のイノシシの捕獲頭数、狩猟免許取得者数、電気柵の設置状況など、それぞれの動向について伺います。

②、本市では、イノシシの捕獲者に対し、国からの捕獲経費助成として1頭当たり7,000円を支給しています。急増するイノシシの駆除を強力に進めるためには、県や市からの付け足しが必要と考えますが、所見を伺います。

③、国内各所において、ICT（情報通信技術）の導入によるイノシシ捕獲の効率化を図る取組がされていますが、本市の現状や今後の動向について伺います。

④、近年ジビエへの関心が高まっていることなどから、地元でも捕獲したイノシシなどの肉を地域資源として有効活用できないか検討する動きがあります。市としても鳥獣害対策とジビエによる地域活性化を図るため、積極的な支援が望まれますが、所見を伺います。

大きな項目の2項目め、加齢性難聴者の現状と対策について。超高齢社会となり、加齢性難聴者の増加が大きな社会問題となっていることから、以下の点について伺います。

①、本市において身体障がい者に該当しない軽度や中度の難聴の方の状況について把握されているのか伺います。

②、様々な疫学調査等により、難聴と認知機能低下に大きな関連性があることが指摘されています。加齢性難聴者が急増している状況について、国や県ではどのような対策を取っているのか伺います。

③、当市議会では、令和2年第3回定例会において、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書を全会一致で可決し、国に提出しています。市においても、国や県に対し、同制度の創設を強く働きかけるべきと考えますが、所見を伺います。

④、県内では、既に阿賀野市、三条市、見附市、聖籠町、刈羽村において、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の程度で、決められた要件を満たす方に対し、補聴器購入費の助成を行って

います。高齢化率の極めて高い本市においては、難聴により日常生活に支障を来している高齢者の割合も高いものと思われることから、補聴器購入費を助成する制度を検討すべきであると考えますが、市長の所見を伺います。

市長答弁をいただいた後、再質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、渡辺議員の2項目のご質問につきまして、順次お答えをさせていただきます。

最初に、1項目め、イノシシ被害の現状と今後の対策についての1点目、イノシシの捕獲頭数、狩猟免許取得者数、電気柵の設置状況はとのお尋ねについてでございますが、本年11月20日現在、今年度のイノシシの捕獲頭数は88頭で、猟友会所属の狩猟免許取得者数は168人、イノシシ用電気柵は63か所で、設置延長は42キロメートルとなっております。またイノシシの個体数が増加し、農作物被害は年々拡大していることから、その対応を加速する必要があると考えておりますので、今後さらに電気柵の設置を推進してまいります。

次に、2点目、急増するイノシシの駆除を強力に進めるためには、捕獲経費に県や市からの付け足しが必要と考えるがとのお尋ねについてでございますが、電気柵の設置や捕獲頭数に応じた活動経費の支援については、村上市有害鳥獣被害防止対策協議会が事業主体となり、支援を実施しているところであります。こうした中、近年捕獲技術の向上とわな免許取得者の増加により、捕獲頭数が増加傾向にあり、埋設処理業務に係る捕獲従事者の負担が大きな課題となっております。村上市有害鳥獣被害防止対策協議会では、捕獲活動経費の上乗せは、捕獲意欲の向上や啓発につながる有効な手段であると認識をし、今後国の交付金等を活用した捕獲個体の処分に係る支援と併せて、補助制度の創設などについて研究を進めてまいります。

次に、3点目、ICTの導入によるイノシシ捕獲の効率化についての本市の現状や今後の動向はとのお尋ねについてでございますが、本市の鳥獣害対策の課題は、広大な保全面積に加え、捕獲従事者の高齢化や担い手不足、さらには捕獲従事者一人一人の負担が多くなってきていることが挙げられます。この状況を早期に打開するため、ICT機器を活用した効率的な捕獲体制の構築を進めているところであり、捕獲した際に捕獲従事者にメールにより捕獲を知らせるシステムを昨年度から導入したところであります。本システムの導入により、設置したわなの見回りを省略できるもので、捕獲従事者の負担の軽減と併せ、安全性の確保も図られたところであります。今後は、赤外線カメラつきドローンを活用した捕獲など、ICT技術のさらなる導入を推進してまいりたいと考えているところであります。

次に、4点目、鳥獣害対策とジビエによる地域活性化を図るため、積極的な支援が望まれるがとのお尋ねについてでございますが、近年全国的なイノシシによる被害は、経済的被害のみならず、

営農意欲の減退や耕作放棄地の増加の一因ともなっており、地域の実情に応じた対策が不可欠となっております。鳥獣被害防止対策として、これまで廃棄処理していたイノシシを地域資源、いわゆるジビエとしての活用は、地域に根ざした熊まつりなどの地域活性化にとっては有効であると認識をいたしております。そうした中、先般朝日地域においてジビエ研究会が設立され、担当職員も参加させていただいたところであり、今後の本市の鳥獣被害対策事業を推進する上で大きな展開であったと感じているところであります。希少価値が高いジビエ事業の推進に関しましては、捕獲から流通に至るまで様々な法律や課題をクリアする必要がありますが、地域の皆様や猟友会などの関係機関と情報共有を図りながら、事業化に向け、研究してまいりたいと考えているところであります。

次に、2項目め、加齢性難聴者の現状と対策についての1点目、身体障がい者に該当しない軽度や中度の難聴の方について把握されているかとお尋ねについてでございますが、身体障害者手帳の交付を受けられない難聴の方についての把握はいたしておりませんが、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会新潟県地方部会の資料によりますと、難聴率は65歳以上74歳以下の方が17.5%、75歳以上の方が39.1%と推計されております。本市に置き換えた場合、65歳以上から74歳以下の方が1,800人、75歳以上の方が4,800人で、合わせて6,600人程度になると推測されます。

次に、2点目、加齢性難聴者が急増している状況について、国や県ではどのような対策を取っているのかとお尋ねについてでございますが、難聴と認知症の関係は、国内においても難聴補正による認知症予防に関する研究が進められているところであります。現在加齢性難聴に対する国及び県の助成制度はありません。

次に、3点目、公的補助制度の創設を国や県に強く働きかけるべきと考えるがとお尋ねについてでございますが、加齢性難聴者も含めた軽・中等度難聴者への支援制度については、新潟県市長会、全国市長会において、国・県に対して要望を行っているところであります。

次に、4点目、補聴器購入費用を助成する制度を検討すべきと考えるがとお尋ねについてでございますが、補聴器は認知症や鬱病の予防に効果があるとする見解や、生活の質の向上にも寄与すると考えられております。そうしたことから、本市といたしましても軽・中等度難聴者への補聴器購入費助成について制度設計を進めているところであります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

イノシシ被害対策についてでありますけれども、昨年10月、稲刈りがおおよそ終わった頃に地元の集落区長さんのほうからお話があり、地元地域のイノシシ被害の状況を見て回りました。それぞれのところで以前よりもイノシシによるものと思われる被害の拡大が見られましたが、標高の高い荒沢や蒲萄集落の水田では徐々に被害が拡大している状況であり、また荒沢、蒲萄集落よりも標高の低い大須戸や早稲田の山手の水田では、昨年急激に被害が拡大した状況となっていました。特に

大須戸地内、米ヶ沢の水田は、朝日温海道路の第1号トンネルから国道7号のすぐ向かい側にあり、来年の耕作ができるかどうか懸念されるほどひどい状況であったことから、直接忠副市長に連絡しまして、被害の状況を見ていただきました。その節はありがとうございました。そのときの状況を御覧になった感想について改めて伺います。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） 昨年その現地を見させていただきました。たしか7ヘクタールほど水田のある大変広い面積のところ、至るところにイノシシが稲の生育期間中も出没したということでありましたし、その後稲刈りができずに放置された圃場もございました。なおまた、水路、それから農道ののり面についても崩壊が見られるなど、大変大きな被害があるというふうに認識をしていただきました。特に水路、農道の管理につきましては、稲作をする上では水田の中と同様に重要な施設でもございますので、その復旧には随分と手間のかかるものだというふうに拝見をさせていただきました。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） 結局面積広いということで、耕作者だけの作業では土の処理とか電気柵の設置難しいということで、集落全体あるいは耕作者も集落以外の方もありますので、その方の協力をいただいて整備したそうであります。電気柵を設置したため、その一帯は当然被害はなくなりましたけれども、今度はそこから南側の水田や畑付近にイノシシが出没しているようで、当然のことながら被害を抑えるためには継続して捕獲の取組をしていかなければならないと改めて思いました。

現状について少し伺います。推定されている市内のイノシシの生息数はどのくらいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） はっきりとしたデータは持ち合わせておりませんので、しかるべき機関に確認はしてみたいというふうに思いますけれども、今のところ数字は持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） 今回一般質問に当たって、村上市の被害対策の計画とか、新潟県のイノシシの管理計画というのを見たのですけれども、結構古い、もう五、六年前ですか、県と市では多少時期違いますけれども、その都度改定はしているのですけれども、もともとのデータが古いもので、特にイノシシ被害についてはここ数年で急激に増えたものですから、なかなか実態と計画書のデータに大きなギャップがあるのかなと感じました。先ほど今年の捕獲数、答弁ありましたけれども、目標としている捕獲数というのはあるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（稲垣秀和君） 令和3年度は、50頭程度を予定しております。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） ちなみに、お隣山形県のイノシシ管理計画の表を見ますと、推定生息数の約20%から30%ぐらいを捕獲目標としております。急速に村上市ではイノシシ増えていますので、もう少しデータ収集してきちんとした計画を立てなければ、今後さらに拡大する可能性もあるのではないかと思います。

それで、資料を見ていただきたいのですけれども、これ国の農林水産省の、表題にありますように、令和3年度鳥獣被害防止総合対策交付金の概要ということであります。おおよそ最近はずっとメニューの種類としては大体このような取組がされていますし、金額的にもおおよそ大体100億円前後で推移していると思います。市の被害対策もおおよそこの助成金に沿って取り組んでいるものと思いますけれども、主要な取組として電気柵とかの侵入防止柵の設置であるとか、捕獲活動経費の直接支援、先ほど言いましたイノシシであれば7,000円ということであります。また、ICTを活用した捕獲の効率化とか、そういう取組、答弁もありましたように行っていると思いますけれども、そのほかに特に本市ではこのような取組しているような、そういうメニューはありますか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（稲垣秀和君） 今ほど市議が言われたほかに、集落環境診断への取組ですとか捕獲での研修、実際に越沢集落などでイノシシの捕獲に関わる技術の研修などを行っております。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） ちょっと表が小さくて見づらいのですけれども、その右側に事業イメージとして刈り払い等による生息環境管理とありますけれども、こういう取組というのはされていますか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（稲垣秀和君） 多面的のほうで取組を行っております。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） 本市の有害鳥獣対策の取組になりますと、先ほど市長答弁にありましたように、被害対策協議会というのが中心になっていると思うのですけれども、ホームページ見ましても被害対策の取組のほとんどが協議会の取組として紹介されているのですけれども、例えばこの資料でいえば左側の一番下、事業の流れというところに国、都道府県、地域協議会、民間団体等と入っている。結局そういうものと関係あるのでしょうか。ここに市とかは入らないのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（稲垣秀和君） 市が入らないというわけではありませんで、地域協議会のほうに市も事務局として関わっているということでございます。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） 昨年あたりからイノシシによる被害が急に大きくなったことから、集落からの要請などにより新たに資格を取って、くくりわなによる捕獲に取り組む方が増えています。そし

て、今年はかなり頭数を捕獲した方も出ています。その結果、その処理に相当苦勞している状況となっています。先ほど答弁にありましたように、処理に関する支援を検討しているという話でしたけれども、再度もう少し、もう一回説明お願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（稲垣秀和君） 捕獲者のほうから、捕獲はしたのだけれども、処理にすごく手間がかかって困っているというふうなお話を市内のあちらこちらから聞いておりますので、一番重労働なところが捕獲後の埋立て、埋設だと思います。自家消費されている方もいらっしゃるかとは思いますが、やはり大多数が埋設による処理ということになっておりますので、その処理について、捕獲者だけではなくて業者のほうに委託して埋設できるような仕組みについて今検討しているところでございます。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） 自治体によっては、自ら埋設処理する用地を確保して、穴を掘って処理場を整備したというところもあるそうであります。

それと、埋設処理の支援というのは、今現在例えばイノシシであれば埋設処理で7,000円ということとありますけれども、これの金額に市からの付け足しというのも検討されているということでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（稲垣秀和君） 今おっしゃるとおり、7,000円の中には埋設のほうの費用も入っていることに現在はなっております。そのほかにも、付け足しという形にするのか、埋設自体に対する支援として行うのか、今その辺を検討しているところでございます。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） ちなみに、他の自治体、栃木県の鹿沼市、人口9万人の自治体ですけれども、ここでは基本焼却処理を行っているようでして、成獣で、大人のイノシシで国から8,000円、県から2,000円、そして市から5,000円、1頭当たり総額1万5,000円の金額となっています。ただし、その金額一括で支払うのではなく、それぞれ時期がずれて支給されること、そしてまた予算内の対応であるということとありますので、そういうことも併せて検討していただければと思います。

それと、処理についてでありますけれども、いろいろ課題もあるかもしれませんが、埋設処理のほか、あとは焼却処理というのもあります。既存施設の利活用などを含め、処理施設の整備についても検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（稲垣秀和君） 焼却につきましても、現在環境課のほうと協議を進めているところでございます。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） 有害鳥獣の駆除に当たっては、地元猟友会に多大な協力をいただいているわけですが、本来狩猟の愛好者で狩猟によって得られたジビエを味わうことを目的とする方の集まりが猟友会だと思います。駆除の活動についても会員の間ではいろいろな考え方もあるようです。猟師の方にとって、肉がおいしくない時期の捕獲は進んで行うという心境にはいかないのかと思えますけれども、その辺のところ市長はどのように考えますか。お聞かせください。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 有害鳥獣対策全般として、先ほど私熊まつりを例に取りましたけれども、イノシシを熊まつりでやるという話ではなくて、ジビエの料理にしても、例えば地域の伝統芸能とか歴史の中で培われてきた、そういう行事の中で食されているというケースがあります。そういうふうな形のジビエ事業というものはあり得るのだろうなというふうには実は思っているのですけれども、産業としてこれを成り立たせるには88頭では全くもって頭数足りないわけです。ちょっと私も調べてみたのですけれども、市場で流通させるときどのくらい要るのだといたら、3,000頭以上は要するという話でした。では、その3,000頭をコントロールできるような形で耕作面積を守り切ることができるのか。これ全く無理だと思います。ですから、その辺のところを現実しっかりと見据えた形で、どういうやり方が一番マッチングするのかということは考えていく必要があるのだろうというふうに思っております。他方、まず対処療法としてわなの増設を行いました。その結果、頭数は増えています。耕作地を守ることができています。また、電気柵の延長もさせていただいております。ただ、議員もご承知のとおり、猿害のときもそうでありましたが、電気柵を造って守ると次のところに移動します。これをテレメトリーを使いながら、その移動動態も確認をさせてもらいました。今回赤外線ドローン導入していますので、生態系も調べてみようというようなことも取組を進めています。それと、一番やはり問題なのが、熊もそうなのですけれども、山と里、この中間にある里山がダメージを受けている関係で、いろんな形で人間社会と共存している部分があります。このところの中間緩衝帯をつくっていかうというような取組とか、様々なことをやりながら、短期的、中期的、長期的にやっていく。その中でジビエの事業というもの、これが定着をさせることができるのであれば、それは希少性のある食材という形の活用、これからまずスタートさせていくということが重要なのかなというふうに思っています。今のところ、イノシシ対策を含めた早晩のお話ということでさせていただきましたけれども、しっかりと耕作者、生産者の皆さんの耕作地を守る、これが最優先だというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） 猟友会の方の駆除のための活動というのは、経費的には赤字になるとの調査もあります。負担と感じる方も少なくないと思います。会員の高齢化についてもよく聞かれるところでもあります。今後イノシシをはじめとする鳥獣被害を抑制していくためには、猟友会の協力は不可欠と思いますが、駆除の取組を強化し、継続していくためには、有害鳥獣駆除の専従者、専門員

のような人材を育成し、配置することが必要ではないかと考えますが、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（稲垣秀和君） やはり専門的な知識ですとか、技術などが備わったジビエの専門家のような方が各地に配置されることで、またその周辺の集落の方々へそういった伝達を行うことが確かにいいことだというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） 付け加えて申し上げたいと思います。

山北地区越沢に地域おこし協力隊という形で、特にこの鳥獣害被害、まさにイノシシの被害対策を専門に担っていただいている方がおります。私も先般見学をしてまいりました。これまで他方において活躍してきたそのノウハウを今地域で活用しながら、今この地に合った捕獲、防除の在り方をまとめていただいているというふうを受け止めました。これを市内全域に広げていながら、そのノウハウを活用して、より効果の上がる対策に結びつけていきたいということを併せて申し上げておきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） 地元の方が資格を取って、くくりわなによるイノシシの捕獲をする取組が多く見られるようになりました。継続して鳥獣被害対策を進められるよう、ICT活用による捕獲の効率化への支援、捕獲経費の助成金の増額をはじめ、捕獲後の処理の負担軽減の支援を厚くして取り組んでいただければと思います。

ジビエ関係につきましては、先ほど市長答弁にありましたように、朝日地区で有志の方が集まってジビエの勉強会立ち上げました。先日も糸魚川のところに行って、イノシシ加工場の施設を見ましたし、その方が取られたイノシシの肉、おなかいっぱい食べてきました。このジビエについては、あした菅井議員が一般質問されると思いますので、そこで丁寧に質疑してもらえればと思います。

大きな項目の2項目め、加齢性難聴の現状と対策についてであります。近年、難聴と認知機能との関連について多くの場で指摘されるところであります。これ医療機関の窓口によく置いてある「広場」という冊子なのですからけれども、知り合いの方が自分も難聴で病院にかかっているのです。ちょうどこの号に、2021年春号なのですからけれども、ここに難聴と認知症の関係という新潟大学の先生が書かれた記事がありますので、議員であるあなたもこのこと勉強してくれということで置いていきました。この記事の中に、難聴と認知機能との因果関係について3つの説があると説明されています。1つ目の説として、認知不可説。これは、難聴で聞き取りが悪いと、聞くことに常に意識を集中をさせているため、他の知的活動が制限され、認知機能低下を招くというものです。2つ目の説として、カスケード説。難聴によってコミュニケーション障がいを来し、そのため意識低下、鬱、社会的孤立となり、認知機能が低下するというもの。3つ目の説として、共通因子説。喫煙、糖尿病な

どの共通の危険因子によって難聴と認知機能低下がそれぞれ独立して発症、進行するという説だそうであります。突然すみませんが、介護高齢課長、大滝課長は保健師さんであるとお聞きしています。これまで多くの高齢者と接してこられたと思います。私自身の周りでも、知り合いの方でも最近補聴器をつけた方が大変多くなってきていると感じておりますけれども、その辺り課長はどのように感じていますか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（大滝きくみ君） お答えします。

認知症の原因として、今議員がおっしゃっていただきました3つの要因は確かにあるかと思いません。加齢性難聴というのは、加齢だけが原因で難聴になっていくもので、不可逆性の難聴であります。高齢化率が増加することによって、加齢性難聴は増加していくと思いますので、私も含めて最近耳が遠くなってきたなど感じることもありますので、実際高齢化が進むにつれて、やはり加齢性難聴の方は増えていると感じます。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） 加齢性難聴の方、市内にどのくらいいらっしゃるか把握されているかという質問に対しまして、推定で先ほど数字上げられましたけれども、例えば健診の間診票、最近ですと高齢者の認知症の進行を確認するためなのか、鬱に関しての調べなのか分かりませんが、以前にはなかったような間診票1枚ついていると思いますが、分かりますか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 特定健診等での間診票ということでよろしいでしょうか。健診の間診票については、国の健康調査等の、それに準じた形で間診を行っていますので、そういった加齢に伴って病気等につながることも考えられるということで、項目として増えていったのではないかなとは思いますが、すみません、具体的にその項目のところ私実際見ておりませんので、正式なところは分かりませんが、何せ国からの指示によって、それに沿った形の間診票にさせていただいているところでございます。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） すみません、曖昧なことお聞きしまして。高齢者だけなのか、その下の世代の方にもついているのか分からないですけれども、いわゆる間診票というのでしょうか、そのほかに今高齢者の認知症とか鬱の傾向を調べるための間診票というのか、調査票というのか、特に白い紙ではなくて、ピンクとか黄色に書き込む、いいえ、はいを書き込む用紙があるのです。そこに耳の聞く能力というのですか、そういうのを高齢者に、いいえか、はいかなり、そういう質問項目を書き加えることによって、〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕難聴の症状のある方の人数がある程度確認できるのではないかと思うのですけれども、そういう項目をそこに増やすことってできますか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 今回の質問項目については、私単独ではちょっとお答えできませんので、持ち帰らせていただいて、今後可能かどうかも含めまして検討してまいりたいということで答えさせていただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） すみません、よく見てください。

それと、資料について、先ほどの資料の裏のほうに県内自治体の補聴器購入費助成事業を行っている5市町村のものを表にしてみました。自分で作りました。5市町村を比べるために多少文言を調整したものです。特に三条市、見附市では、これ隣同士の自治体でありますし、生活圏が大分重なるというので、多分同じ内容のものとなっていますが、見附市の場合は50歳以上74歳以下の方というのに、さらに独り暮らしという要件を付け加えてあります。また、それ以外の阿賀野市、聖籠町、刈羽村では18歳以上の方。聴力レベルについては、それぞれ自治体で、30から50ぐらいですか、デシベル、差があります。また、助成額についても、その方の所得によって制限というのですか、助成額の割合が決まっています。また、上限額についてもそれぞれそこに書いてあるとおりです。先ほどの市長答弁では、検討していきたいとの答弁がありましたので、当然他の自治体の研究されると思いますので、少しでも参考になればと思います。

先ほど前向きな答弁いただいたので、ここで終わってもいいのですけれども、用意してきた原稿ありますので、ちょっと時間もありますので。今定例会の議案に第3次村上市総合計画基本構想があります。その参考資料として基本計画案が配付されております。その中で高齢者福祉の主要施策において、健康寿命の延伸、社会参加の促進、認知症の発症や進行を遅らせる取組を図ることなどが明記されています。このようなことから、先進自治体の取組を研究し、補聴器購入費を助成する制度を早期に検討すべきと考えます。早期の制度創設をよろしくお願いします。個人差はあるものの、長く生きれば難聴は避けて通れないものです。人生を豊かで健康に過ごすためにも、不自由になった聞こえを補う補聴器は大きな役割を果たすものと考えます。日常生活においても真に補聴器を必要とする所得の極めて少ない高齢者のために、助成制度の検討を切にお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで渡辺昌君の一般質問を終わります。

午後2時まで休憩いたします。

午後 1時45分 休 憩

---

午後 2時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（三田敏秋君） 次に、14番、川村敏晴君の一般質問を許します。

14番、川村敏晴君。（拍手）

〔14番 川村敏晴君登壇〕

○14番（川村敏晴君） 令和新風会の川村敏晴でございます。ただいまから通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。市長答弁の後、関連について再質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

私の通告は2項目でございます。1、災害時の効果的な避難体制と情報発信についてお伺いします。近年、全国各地で大規模災害が発生し、甚大な被害をもたらしています。災害時において、安全に避難し、生命を守るには、地域での効率的な初動態勢の整備と迅速かつ的確な情報提供が不可欠であると考えています。そこで、次の点についてお伺いをいたします。

- ①、災害が発生した場合の各町内、集落における防災体制の現状についてお伺いします。
- ②、高齢者や障がい者など、避難困難者への支援体制についてお伺いいたします。
- ③、防災無線以外の情報発信の方策について検討されているかお伺いいたします。

2項目め、指定管理者制度の在り方について。この2年間に及ぶ新型コロナウイルス感染拡大とその防止対策により、国内外の経済の疲弊は計り知れない状況となり、村上市内においても多方面の企業や組織が従来の活動が行えず、苦慮しながらも必死に組織維持に取り組んでいるところでございます。そこで、次の点についてお伺いします。

①、行政側が長年にわたり直営として取り組んできていたものを、現在は指定管理者がその運営を維持、継続しております。各種指定管理者の現状を市長としてどのように考えておられるかお伺いします。

②、今まで指定管理者の更新が行われたもの、また今後更新されるものが多々ございますが、コロナ禍の指定管理者の状況をどう捉えており、これからこのコロナ下での指定管理者制度に対する市長のお考えについてお伺いいたします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、川村敏晴議員の2項目のご質問につきまして、順次お答えをさせていただきます。

最初に、1項目め、災害時の効果的な避難体制と情報発信についての1点目、災害が発生した場合の各町内、集落における防災体制の現状はとのお尋ねについてでございますが、本市では災害発生時はもちろんのこと、日頃から地域の皆様で助け合う共助の取組主体となっておられる組織として、各町内、集落において自主防災組織の結成を促しているところであります。本年4月1日現在、市内279の自治会のうち、約76%となる213自治会で自主防災組織を結成しているところであります。自主防災組織の結成率は、年々向上してきているところでありますが、100%の組織化に向けた取組

を継続してまいります。また、津波被害の危険性のある町内、集落につきましては、より具体的な防災体制の一つとして、逃げ地図作りを推進しております。本年度の防災訓練では、作成した逃げ地図を活用した避難訓練を実施したところであり、訓練、検証を重ねることで、よりよい防災体制の構築が図られていくものと考えているところであります。自らの命は自らが守るという防災意識を持ち、各町内、集落における自主防災組織を核とした共助による防災体制の構築が大切であることから、引き続き取組を推進してまいります。

次に、2点目、高齢者や障がい者など、避難困難者への支援体制はとのお尋ねについてでございますが、災害時に自力で避難することが難しい高齢者や障がいをお持ちの方については、避難行動要支援者名簿を作成して、事前に把握をいたしております。対象者名簿の外部提供については、同意確認を行った上で、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員などの避難支援等関係者へ平常時から名簿を提供し、地域における事前の避難支援体制づくり、個別避難計画の作成、災害時の安否確認に活用されています。また、令和3年度の災害対策基本法の改正により、避難困難者の避難支援体制に必要な個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。現在本市では、国の個別避難計画作成モデル事業に参画し、6つの町内、集落において個別避難計画の作成に取り組んでいるところであり、次年度以降、順次各町内、集落で個別避難計画の作成を進めていくことといたしております。

次に、3点目、防災無線以外の情報発信の方策について検討されているかとお尋ねについてでございますが、現在本市では防災行政無線のほか、消防本部や消防団の車両による広報、加えてブッシュ型の情報発信の手法として、メール配信サービスのむらかみ防災・防犯情報ねっと、スマートフォンアプリのヤフー防災速報やテレビ放送によるLアラートのほか、携帯電話各社からの緊急速報メールを活用し、情報を発信しているところであります。他方、プル型の情報発信の手法としては、ホームページやフェイスブックなどのSNSを活用した情報の発信を行っているところであり、これまで社会環境や情報技術の進歩などに合わせ、改善を図ってきたところであります。今後も環境の変化を的確に捉え、より効果的な情報発信の在り方を検討してまいります。

次に、2項目め、指定管理者制度の在り方についての1点目、各種指定管理者の現状をどのように考えているかとお尋ねについてでございますが、指定管理者制度の導入については合併前のそれぞれの旧市町村において導入を開始し、合併後においても制度の導入を推進し、行政経営の効率化はもちろんでありますが、住民サービスの向上に努めてきたところであります。本市では、現在132の施設で指定管理者制度を導入しておりますが、それぞれの施設で民間のノウハウを活用した運営、自主事業の実施や経費の節減など、民間活力を最大限活用した管理運営を行っていただいているところであります。こうした指定管理者制度による管理運営の手法により、質の高い住民サービスの提供につながっているものと考えております。

次に、2点目、コロナ禍の指定管理者の状況をどう捉え、これからのコロナ下での指定管理者制

度についてどう考えるかとお尋ねについてでございますが、コロナ禍における各指定管理施設の運営については、新しい生活様式への対応や臨時の休館措置など、その時々々の感染状況に応じた対策にご協力いただいたところでもあります。また、昨年度につきましては、外出自粛などによる施設利用者の減少、事業中止や縮小の影響により、一部の施設において大きく減収となったところもありました。こうしたことから、コロナ禍による減収の影響額については指定管理料の増額により対応をいたしたところでもあります。今後につきましては、日常の維持管理や各種自主事業時におけるwithコロナの取組は継続するとともに、指定管理者の意見も取り入れながら、アフターコロナを見据えた新たな施設運営の取組も研究し、指定管理者制度を運用してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○14番（川村敏晴君） ご答弁ありがとうございます。それでは、順に再質問させていただきたいと思っております。

まず、災害時の取組ということで、自主防災組織の進展、非常に進んでいることにその取組の効果があつたのだろうなというふうに思っておりますが、先ほどの前段の議員の高齢者等の対応についての質問にも出ておりましたが、市内には自主防災組織のほかに高齢者や生活弱者を支援する自主的な支援団体が幾つかあるというふうにお聞きしておりますが、その実態についても詳細に確認されているのであればお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 自主防災組織のほかに、要支援者を支援する仕組みということで各種団体があるということでもありますけれども、団体組織になっているのかどうかというのは私ちょっと承知しておりませんが、例えば民生委員・児童委員でありますとか、あと各行政区の区長さん方には、先ほども申し上げましたけれども、いろいろな形でアプローチをさせていただいております。それと同時に、今6町内において個別避難計画策定しておりますけれども、その中では個別に、これまでも要支援者カードというものを、これ介護高齢課だったかな、作らせていただいておりますけれども、1人の個人をどういう形で支援をするかというふうな形の取組もさせていただいております。いずれにしましても、様々な関係機関と連携しながら、その方、必要とされる方のところにしっかり支援策が届くような仕組みづくりを市としては現在準備をさせていただきながら、一つ一つ、一步一步確実に前に進めているという状況であります。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○14番（川村敏晴君） 第2期総合戦略の文書の中に、高齢者の支え合いに関する取組を行っている団体というところに令和元年度の段階で12団体というふうな数字が載っていましたので、何でこういうことを聞くかということ、自主防災組織が今76%、自主防災組織の存在しない地域があるわけで

す。自主防災組織が100%の避難困難者の対応に当たれるかという、そこもはっきりは分かりませんけれども、そのほかにある団体というのは、自主防災組織のないエリアをカバーする位置にあるのか、そんなことをちょっとお聞きしたくてお伺いしてみたのですけれども、第2次の村上市の総合計画の中でうたわれていたものです。26ページになるのですけれども、ちょっと私もこれを見て、いろいろ自助、共助の中で地域でいろんな助け合いの組織が生まれてきて、非常にいいことだなというふうなことで、どの辺にどういう活動をしている団体があるのか、今分からなければいいのですけれども、お聞きできればということでお伺いしましたので、分かる範囲で結構でございます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 現状の12団体、高齢者の支え合いに関する取組を行っている団体数ということで、確かに総合戦略に記載をしております。個別の団体名称、私今存じ上げておりませんので、大変申し訳ありませんが、お答えできません。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○14番（川村敏晴君） 先ほど市長答弁にもありましたように、避難困難者に対する個別の情報、これについてはしっかり行政側では把握しておられて、必要な箇所に、方々にと言ったほうがいいのか、情報提供はなされているというふうなことでありますが、若干私危惧するのは、やはり区長さん方との懇談の中で、区長さんが自分のところの集落の中での避難困難者と言われる方々の情報を行政からは直接いただけないというふうな中で、自主防災組織だとか運営する中で救助に行かなければならない体制づくりは、区長さんがそれなりの責任持って対応しなければならないというふうなことで、一生懸命に取り組んでいる区長さんは自分の足で歩いて、高齢者のお宅を訪問しながら確認しているというふうな区長さんもおられますし、400軒、500軒ある地区ですとなかなか1人では対応し切れないこともあろうかというふうなことで、お伺いしたわけではありますが、あとは災害避難の関係で、村上市は防災士の養成について、非常に積極的な取組をしている自治体であるなというふうな認識は持っているのですけれども、これも現在かなりの人数になって、200名前後になっているのだろーと思いますが、平成31年に村上市の防災士会の設立もなされたというふうなことでございます。そしてまた、村上市には総務課所属で防災専門員も配置されております。この辺の方々の連携、そして当然ながら常備消防、地域消防団もございしますが、万が一の災害の救助体制、この辺について一番心配なのが避難困難者の方々の迅速な救済。先ほどの市長答弁だと、今年既に個別の避難困難者に対する津波を想定した避難訓練がなされたというふうなことではありますが、全地区ではなかったのだろーと思いますが、この辺、年に何回もできることではないですけれども、繰り返し、繰り返し行っていくことが一つの避難対応をスムーズにすることだろーと思いますが、私が今聞きたいのは総務の危機管理室の防災専門員、そして市の防災士会、そしてまた地域の自主防災組織、もろもろございしますが、それらの関連、協力関係をしっかりと具現化したシステムづくり、この辺が、先ほども困難者については計画をつくらなければならないというふうにな

っていますが、現状どのような取組がされているか、あったら教えてください。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） まず、冒頭、避難行動要支援者の名簿につきましては、先ほども申し上げましたとおり、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員の関係機関の皆様方に平時から名簿をお渡ししていますので、区長さんも当然お持ちというふうに理解をしております。それを存分に活用していただいて、ターゲットになる要支援者、しっかりとお守りをいただくような体制づくりにお努めをいただきたいと思います。

加えて、確かに大きなご町内ですとなかなか大変であります。私の知る限りですけれども、各自自治会の中に幾つかグループ分け、班であったり、組であったり、そういう分け方をしながら、それを母体にしながらか避難行動を行っているというような取組、訓練されているようでありますので、またそここのところも積極的に進めていただきたいというふうに思っております。

防災士、本当に皆さんの意識が非常に高く、どんどん、どんどんつくっていただきながら、増えていただきながら、全体としての組織、令和元年、平成31年でありましたけれども、設置をしていただきました。その後、実は各防災訓練でありますとか総合防災訓練でありますとか、そういうところで、各部隊の役割をうまくコントロールするシミュレーションをしていきたいねという話をしてもらったわけでありまして、その後コロナ禍の中でそういった仕組みづくりがちょっと遅れているというのが、これ実態であります。一刻も早くやっていきたいというふうに思っているのですが、そのために防災専門員の役割、非常に重要になっています。今個別にはしっかりと連携していただいていると思いますけれども、さらにこの防災専門員の機能を向上させるというか、機能をアップするというのですか、そういうふうな形で災害に強いまちづくりの核となる、そういうシステム化を図っていきたいなというふうに思っております。何とかこのコロナ禍を乗り越えて、withコロナになるかもしれませんが、その中でできる防災訓練、そういった連携、システムづくり、しっかりと努めていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○14番（川村敏晴君） 確かにこのコロナ禍でのもろもろの活動、特に防災訓練等についても、我々もその影響下にあったわけなので、おっしゃることはよく理解できます。ただ、これある町内で防災会議が行われた様子のお話を聞くことができたのですけれども、そのお話によりますと、やはり公的な避難場所になっているところが、足腰が悪い方にとっては非常に距離を感じるというふうなことで、それを解消するために中間点に何か民間施設等、避難ができるような場所があったら、そこを取りあえず休憩なり云々するようなところを指定してもらおう。民間の企業さんと市がそういう協定、そのような活動できないものかというふうな話が出たということで、なるほどなというふうな感じはしました。これ津波というふうなことを考えれば、鉄筋で頑丈な建物の高さのあるところだとか、いろいろ市としてもまた津波は津波でそういう対応も必要だとは思っているのですけれども、そ

んなご意見があったということで、市長にはご答弁求めてしまうのですが、いかがでしょうか、そういう考え方。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 先ほどちょっと触れさせていただきましたが、今回逃げ地図を作って、一般的に津波が来たときに、このご町内の方々はここが指定避難所ですから、ここに逃げてくださいというのですけれども、個別に住民の皆さんがどう逃げるかというところまでの把握はできていなかったもので、それをそれぞれご自身で確認をしていただきたいということでルートを、これ全部違うのです。そんなふうな形ができました。それと同時に、せんだっての山形県沖を震源とする地震の際にも、高齢者の皆さん、電動車椅子に乗られている方でも、やっぱり傾斜のあるところはなかなか移動しにくいというような状況とか、さらにその先から急傾斜のところは緊急避難場所が指定されていても、そこまで行けないではないかという議論をさんざんさせていただきました。ですから、そういうふうなことを考えたときに、一時的にそこを経由する場所、そこで身の安全を図られる場所というのは一つの考え方だろうなというふうに思っています。残念ながらそれぞれの一人お一人の避難行動の距離って、これ全部違うわけありますので、長い方もいれば短い方もいると思いますけれども、そのところがうまく避難行動を実施していただけるような仕組み、これは支援の手も含めてでありますけれども、今ご意見いただいたところ、非常に考えられる視点だなと思いましたが、少し研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○14番（川村敏晴君） 本当に災害の発生というのは予測できないことですし、昼間、夜の区別もできない中で、自主防災組織、防災士の皆さん等々、常備消防と違って自分たちの勤めもあれば、常時避難活動に参加できるわけでもないと思います。そんな中で、本当に自助、公助の考え方を市長がしっかり持って、リーダーシップを取って、今より効果的な避難体制をつくろうとされているというふうに理解しましたので、私今申し上げたようにそれぞれ素晴らしい組織が自発的に出てきているところもありますし、そこをしっかりと取り残さないで、一つのつながりをつくりながら、いい避難体制をぜひ構築していただきたいと、この件についてはお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

2の指定管理者制度についてであります。いろいろ部分的な指定管理の制度の在り方については、市長と何回か意見交換は本会議でもさせてもらってきましたが、特にこの2年間、先ほども申し上げたとおり、新型コロナの感染拡大防止ということで、指定管理者だけではなくて、民間企業も含めて非常に厳しい状況を耐え抜いて、今ようやく光が見えつつあるようには見えますが、油断はできませんけれども、そんな中で先ほど百三十幾つの指定管理の数でしたが、確かに……すみません、元に戻ります。1項目めの③番飛ばすところでした。これ重要な質問項目でございますので、元に戻させていただきます。

③、防災無線以外の情報発信の方法もろもろ、当然そこについては承知をしておりました。そして、実は我々会派として、この③番については一つご提案というふうな形になるのかもしれませんが、新潟県内において地域コミュニティの情報発信、そしてまた災害時の危険情報、そしてまた避難情報を速やかに情報発信をしていこうというふうな意図を持って考えられて設立されたFM局が、新潟市、長岡、十日町など県内12市で開局され、今運営されているというふうなことでありますが、ここについて村上市にもすばらしい形態の情報もありますし、防災無線の活用もございます。ただ、防災無線我が家にもありますけれども、やっぱり茶の間でくつろぐ場所には置きづらいということで、ちょっと廊下のところに置くと、特に冬場、窓を閉め切ったりするとなかなか聞こえづらかったりするというふうな、これ何かあるかもしれないと思えば、聞き耳立てておかなければならないのは自己防衛で当然なことではあります、FM局云々というようなことであれば、持ち運びできるラジオから流れてくる、そしてまた日頃は地域コミュニティのいろんな情報のやり取りを聞くことができる。市長の悪口言うわけではないのですけれども、スピーカーから入ってくる声もまた聞きやすいアナウンスになっているというふうなことなどがあって、非常に重宝している自治体があるということなのですが、当然経費もかかることではありますけれども、この村上市にもそういうFM局の利活用については考える余地があるかないか、市長にお伺いします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 前に臨時的にFM局開局したことがあったというふうに理解をしておりますけれども、平時の放送番組の運営、これと災害時の情報伝達の仕組み、これどう切り分けていくのかというのが多分重要だなと思っています。平時からそれが活用されて、運営がきちんとできる仕組み、これがまず一番大切だというふうに思っております。災害時のことを考えますと、せんだって新潟放送さん、BSNさんの社長さんとお話をさせていただいて、有事の際にBSNと連携をした上で、まだ連携はしていないのですけれども、その電波を使っただきながら情報の発信をしていくというような仕組み、これ多分ほかの自治体も進んでいると思うのですけれども、そんなご提案もいただきました。まだ実現には至っておりませんが、これはぜひやりたいということでお話をさせていただきました。そうすると、有事の際にはそういう形で、本市が新たにFM局を設置するまでもなく、既存の民放さんのそういうお力をお借りすることができるということになると、これは盤石ですから、そんなところも視野に入れながら、今議員ご提案のFM局の自力での設置も含めて研究はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○14番（川村敏晴君） 想定されたご答弁だったのですが、私から1つ提案ですが、確かにこれ開局するのに新発田市さんにおいても非常に、新発田市さんの場合は市がかなりのウェイトを占めて出資をして、今第三セクターというかな、で運営されているようですが、初期投資については非常にいろいろ課題はあると思います。私地域おこし協力隊を活用して、こういうアナウンスだとか、こ

ういうことに興味があるとか、経験があるとか、たけている方の活用で、地域コミュニティの核としてもそういう自前の放送母体をしっかり持つということもいろいろ面白い結果が出るのではないかと。面白いという言い方は非常にあれですけども、地域にある空き店舗、空き家等をうまく活用しながら、経費を抑え、そしてまた地域の産業界の皆様にもご賛同、ご出資をいただきながら地域運営をしていける、防災的な情報というのはないにこしたことはないのですけれども、万が一のときにスムーズに発信できる、それで皆さんが聞きやすい環境というふうなことで、確かに大手放送会社様の時間を借用してというふうなことは、非常に安定した環境が取れる、放送環境は持てるのでしょけれども、やはり自由度にそこは大きく欠けてくるのだらうというふうなことで、どうでしょうか。地域おこし協力隊とFM局、そして産業界の出資を募って放送局をとというふうな考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 非常にいい視点だというふうに思っています。特に災害時の効果的なメッセージの発信の仕方として、ローカル局としてそういうものがきちんと備わっているというのは、これは本市の強みにつながるというふうに思っています。また、そこにいろんな方からの出資を募りながら、また地域おこし協力隊であったり、集落支援員であったり、それぞれのまちづくり団体であったり、そんな方々が垣根なくそこに集まって、いろんな情報を市民に向けて発信をしていく、それ非常に魅力的だというふうに思っています。加えて、空き家の利活用にもつながればこんないいことはないというふうに思っております。全ていいことづくめなのですけれども、その中で課題がないかどうかやって、収益を上げられるような仕組みになるかどうかというところも含めて、しっかりと検証したいと思います。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○14番（川村敏晴君） お金のかかることばかりでありますけれども、やはりこういう問題については産業界さんも動いていただければありがたいところではありますが、行政側から上手にそういう必要性の情報を発信していただきながら、ぜひ勉強してみたいなと思っておりますので、次の質問に移ります。

指定管理の件であります。先ほど途中でやめましたけれども、このコロナ禍を過ごしながら、各団体が一生懸命に取り組んできているわけですので、先ほども市長から130近い施設があつて、それぞれの活動趣旨に沿った事業展開をしていると。まさにそのとおりだろうと思います。ずらっと一覧表を見ると、割に何か指定管理団体もございますけれども、みんなそれぞれ地区の公園の管理なんかも含めまして、それなりに課題はちよつとずつあるにしても、うまく長年運営されてきているものだなというふうに感じておりますが、その中でも2つの指定管理団体についてちよつと抜き出して市長に考えをお聞きしていきたいなと思っております。今回取上げさせていただきたいのは、このコロナ禍の中で私ども経済建設常任委員会でも生産性を求める指定管理者について、所管事務

調査でいろいろ現状確認をさせていただいたりしておりました。その中で特に気になったのが朝日道の駅を全体的に管理している株式会社まほろばさんであります。ここは、朝日村時代から朝日道の駅の広大なエリアと多数の施設を一括して管理を受けているというようなことで、老朽化は目立つものの、コロナがなければまだまだ道の駅と物産店あたりは大きな売上げを上げていっているのだらうなというふうに思われますが、いかんせんこのコロナ禍の中で集客も落ちている。そこにご存じのとおり昨今の灯油、燃料費の高騰、これがきれい館の運営に大きなやっばりネックになっているというふうなことで、これ経済建設常任委員会でも何度か討議に上がってきているところです。当然市長以下、皆さん行政側もご承知のこととは思いますが、指定管理という枠組みの中で運営されているものですから、そこから一気に次のステップに変わらないとできないことではあると思いますけれども、それに向けてやはりどう頑張っても採算が立ち行かない施設で、老朽化があって、会員が増えなければ年会費も増えないというふうなところで、何とかできないものかという考え方なのですけれども、これについて、市長、担当課長でもいいですけれども、お考えあったらお聞かせください。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今回のコロナ禍の中で、我々が予測できなような影響がたくさんありました。その中で、私もすごく問題意識を持ちながら、この指定管理者制度、全ての施設にわたって改めて考えさせられたという時間でもあります。したがって、新しい指定管理者の在り方についてもしっかりと研究していこうということで、先ほどご答弁申し上げたところでもありますけれども、過去にもきれい館プール施設、燃料高騰のときに、やはり協定の中には不可抗力、要するに指定管理者に起因しない原因、社会的な動静によって変化した場合については、しっかりとそれは指定管理料で見ますという話はしているのですけれども、そうしたとしても基準はあるわけです。ですから、その中が通常の経営であれば、基準がなくてもしっかりと運営をしていかなければならない。ましてや直営であれば、その基準ない中でやっていくということになるわけですから、〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕 その中でやはり差が出てくるのはいかなものかな、これ率直に感じているところでもあります。そうしたことを踏まえて、これから朝日道の駅については高速道路に隣接する道の駅という形でしっかりとつくっていかなければならないなという覚悟を決めているわけでもありますので、朝日道の駅だけでなく、いろんな指定管理者制度をしっかりと検証するタイミングなのだろうなというふうに思っておりますので、今申し上げました事業者が継続できる、サステナブルな運営が可能になるような仕組みの指定管理者制度、こうあるべきだなと思っておりますので、今あるのが全て指定管理でこれからはいくのか、直営に切り替わるのか、どうなるのかということも含めて、抜本的に検証していかなければならないなというふうに感じているところがあります。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○14番（川村敏晴君） 大方の市長の答弁で、今後の方針が見えているので、もうこれ以上そんなに深掘りはしませんが、ただ要は民間が経営すれば、当然不採算部門というのは閉鎖するなり、譲渡するなりというふうなことが常套手段です。そこを行政としてどうするのかというところ。あとは、当然指定管理を行政側が活用するというのは、ある程度人件費等の抑制ができるものと私は思っています。ただその中に利益性をどんどん出していけるものについては、頑張った分しっかり指定管理の方たちに応分の利益分配がなされるべきだと思いますので、そういう部署については大いにそういう部分を活用した次の新しい指定管理の方針を検討していただきたいなと思いますし、もう一つ、これ総務文教常任委員会所管ではありますけれども、代表して5つの総合型スポーツクラブの案件でございます。こちらも当然ながらコロナでいろんなイベントが取りやめになって、彼らが行政から事業委託を受ける部分のほかに、一生懸命自分たちが開発した、考えたいろんなカリキュラム、これによってその5つのスポーツクラブの会員が増えたり減ったりというふうなことに影響されていくのだろうと。会員の年間費、これは当然都会のスポーツクラブと違って、会員の年会費で運営できるような状態のものではないというのもご承知だと思いますが、ただその中でやはり自分たちが考えて一生懸命やった部分がしっかりと賃金にフィードバックされるシステム、これは利益を求めない施設の指定管理だから、それはできないというふうなことでなってしまうと5つの地区に、私もたまにお邪魔しますけれども、若いスタッフさん、これ専門学校出たり、いろんなスポーツの知識があったりとか、そんな方たちが、あれっ、あの人どこ行ったのと言うと、辞められたとかという話も聞くわけですよ。せっかく彼らが夢を持って取り組んでくれたこと、これは市長も何回も答弁いただいているように、村上市の財産と言えるようなすばらしい組織運営だと思います。これがただ個々のスタッフさんの生活を振り返ってみれば、結婚期を迎える方たちがこの先の給料どうなるのだ、おい、みたいなことをやはり案じる世代の方もいらっしゃるわけですよ。そんなところを、今回指定管理に上がっていますが、今後はそのところを、村上方式をつくり上げるような気持ちで、大いに頑張りが賃金に反映される、そんなところを考えてほしいなと思う。小さいことかもしれませんが、ひとつ、これは担当課長のほうがいいかな。施設利用条例の中で、予約を取って利用するのに〔質問終了時間5分前の予告ブザーあり〕5日前に予約というふうなルールがあると思うのですが、これは何で5日前の必要があるかなと私も思うのですが、ご存じですか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大滝 寿君） それぞれの会場の準備等の関係もございまして、私ども体育施設だけではなく、ほかの生涯学習センター等もある程度の期間を要して、それで申請を受け付け、それで許可証を出すというふうな事務の期間を設けさせていただいておりますので、その関係だと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 指定管理者の先ほど申しあげました根本に関わる部分のご発言だったので、私からお答えをさせていただきたいというふうに、前段の部分です。

あくまでも指定管理者が自主事業でやられた部分について、それらを指定管理料から差っ引くというようなことはしていませんし、収益としてしっかり上げてください、頑張ってくださいということをお願いしています。雇用された方が辞めていかれる傾向があるというのは、私も承知をしております。これまでも申しあげておりますけれども、そこを生涯の職として選択される、やりがいがあって意欲的に取り組めるような職であるべきだということは、これは根本的に常に思っています。そのためには、きちんと所得も増えていって生活ができる環境が必要だ。これは、あくまでも総合型の運営の中での話だというふうに思っております。ですから、そのこのところをもう根本的に見直さないとなかなか難しいなという部分があるなということは感じています。それと、大前提としてあれ公の施設ですから、あくまでも市の施設であります。これは、市民の公共の用に供するために造った施設でありますから、そのこのところを我々自身も履き違えないように、総合型の皆さんとしっかりと連携するという、その心構えが逆にこちら側、行政側としても必要だなというふうに最近とみに感じておりますので、そんなところ含めて、若い世代が選択できるような雇用の場であり、市民の皆さんの生涯にわたっての健康を維持する、豊かな生活を営む、その根源に関わっている仕事をしているクラブなのだとこのところまで昇華をさせていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○14番（川村敏晴君） ご答弁ありがとうございました。しっかり今の考え方で次のスタンスを考えていただきたいと。

今課長にお聞きしたことも、まさにそこに若干関わってくるかなとは思っておりますけれども、例えば5日前に予約しなければならぬという一つのルールの中で、行政の仕組みがしっかり組み込まれているわけです。民間であれば、私のところに年間二、三人は来るのです。体育館使いたいとか、グラウンドを使いたい、当日空いていたのではないかと、使えなかったというふうな苦情です。何でというふうな部分で、この話は分かるのだけれども、それを民間であれば遊ばせておかないで使ってもらえば幾らかにはなるのではないかというふうな部分を、クラブのメンバーは使わせてあげたいという思いがあるのです。その思いと、利用者の思いと行政側のルールとマッチングしていない。ここをやっぱりしっかりマッチングするようなものに、当然市の共有財産でありますので、ルールに基づいた活用は必要だと思いますが、ぜひそんなことで、これを三方よしと言えるかどうか分かりませんが、利用者、管理者、それと行政側、これが納得するような形にもうちょっと変えていっていただきたいというふうな願いを込めて、これで終わりますが、ご答弁したかったらどうぞ。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） まさに規制改革だと思います。ですから、我々は条例で動いていますので、条例に書かれている以外のことはできないわけです。ですから、そのこのところの規制をどう改革していくのかというのは、まさにこれは議会との話し合いという部分になるのだらうと思いますけれども、実際にやるところはやっぱり利用者の利便性を考えていく、ここを1番目に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○14番（川村敏晴君） ありがとうございます。これで私の一般質問を終わります。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで川村敏晴君の一般質問を終わります。

午後3時まで休憩といたします。

午後 2時50分 休 憩

---

午後 3時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（三田敏秋君） 次に、9番、稲葉久美子さんの一般質問を許します。

9番、稲葉久美子さん。（拍手）

〔9番 稲葉久美子君登壇〕

○9番（稲葉久美子君） 日本共産党の稲葉久美子です。それでは、これから一般質問させていただきます。最後、疲れたでしょうけれども、しばらくお付き合いくださいますようお願いいたします。私今回細かいですけれども、4項目について質問いたします。

1番、新型コロナウイルス感染症対策とワクチン接種について。①番、新型コロナ対策は、国でも現金給付や経済対策を発表したところですが、村上市として今後予定している経済対策について伺います。

②番、ワクチン接種の現在の接種率と3回目の接種時期などについて伺います。

2番、未就学児の国民健康保険税軽減について。未就学児の国民健康保険税均等割が4月から公費負担となり、軽減されます。村上市において対象となる世帯数、人数について伺います。また、18歳まで実施すべきだと思いますが、18歳まで拡大した場合の世帯数、人数を伺います。

3番、要支援者への除排雪支援について。高齢者や障がい者等の要支援世帯は、本年1月、2月の大雪により、玄関から道路までも出られない状態になった家庭がありましたが、今年度の除排雪支援はどのようになっているか伺います。

4番、CO<sub>2</sub>削減対策について。イギリスで開催されたCOP26で気候危機が大きくクローズアップされ、特に次世代の若者たちがここ10年の間に大きくCO<sub>2</sub>削減をしなければ地球は大変な事態になると警告し、世界の人々にさらなるCO<sub>2</sub>削減を呼びかけています。そこで、村上市におけ

るCO<sub>2</sub>削減対策について伺います。

①番、村上市は、ごみ削減を目的に有料ごみ袋の使用やリサイクルができるものとの分別を行っていますが、家庭から出るごみの量は減っているのか伺います。

②、CO<sub>2</sub>削減には、石炭、石油やガスの使用を減らすことが私たちにできることだと思います。代わって使えるのが再生可能エネルギーということになりますが、環境省のホームページに新潟県における地球温暖化への取組事例があり、その中で村上市が最も力を入れている対策・施策に再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大、そして具体的な内容として、一般海域における洋上風力発電の推進とありました。村上市・胎内市沖で進められようとしている洋上風力発電は、村上市のCO<sub>2</sub>削減につながるのか伺います。

③番、耕作不能な農地や公共施設の屋根への太陽光発電設備の設置をすることができると思います。設置に対する財政面での助成や融資制度があれば設置の促進を図ることができると思いますが、市長の所見を伺います。

答弁の後、また再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、稲葉議員の4項目のご質問につきまして、順次お答えをさせていただきます。

最初に、1項目め、新型コロナウイルス感染症対策とワクチン接種についての1点目、今後予定している経済対策はとのお尋ねについてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の観光業や飲食業をはじめとする市内経済は大きな打撃を受けました。本市では、その時々々の感染状況等に応じて数次にわたる経済支援策や生活支援策を実施してきたところであります。現在は、感染状況が落ち着いてきた中で、本市の経済対策として実施をいたしました商品券、飲食券の効果もあり、経済活動が徐々に活発化してきております。他方、航空機産業をはじめとした製造業においては、依然厳しい状況が続いており、先の見えない状況となっていることから、製造業への支援策について検討を進めているところであります。また、県民割や市民割サービスにより回復傾向にある観光関連業につきましては、今後さらなる誘客促進を図り、地域活性化の取組を検討しているところであります。生活支援策といたしましては、燃料費高騰により大きく影響を受けている生活困窮者世帯への支援について制度設計しているところであり、これらの支援策については本定例会において追加議案として提案できるよう現在準備を進めているところであります。また、今後の国の経済対策が実施に移されることから、さらに効果的な経済対策を同時にスタートできるよう、本市独自の各種支援策についても検討を進めているところであります。こうした切れ目のない支援を行うことで経済活動のまずは回復を図り、次の成長につながる取組を支援し、市内経済の活性化とさらなる成長を目指してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目、ワクチン接種の現在の接種率と3回目の接種時期はとのお尋ねについてでございますが、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、12月1日現在、対象者の89.3%の方が2回目の接種を終えております。現在の予約状況から年内には約91%の方が接種を終えるものと見込んでいるところでありますが、1回目、2回目の接種予約受付は引き続き行ってまいります。3回目の接種につきましては、2回目の接種から8か月以上経過した18歳以上の方、約4万6,000人を対象に、これまでと同様に集団接種と個別接種を併用して実施をいたします。本市では、令和3年5月までに2回目の接種を終えられた主に医療従事者の方への接種を来年1月からスタートさせることとして、現在村上市岩船郡医師会や医療機関等と調整を進めているところであります。また、このほかの市民の皆様につきましては、来年2月から順次3回目の接種を行っていただく予定といたしております。なお、3回目の接種につきましては、あらかじめ接種日時、会場を指定させていただくことといたしました。このため、12月中旬以降、接種日時及び会場の案内と併せて、接種の意向確認を行った後、希望者に接種券を発送することといたしております。引き続き市民の皆様が速やかに接種していただけるよう取り組んでまいります。

次に、2項目め、未就学児の国民健康保険税軽減についての対象となる世帯数、人数、18歳まで拡大した場合の世帯数、人数はとのお尋ねについてでございますが、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和4年度の国民健康保険税から導入される未就学児の均等割軽減についてでございますが、12月1日現在で対象世帯数は112世帯、対象人数は143人であり、18歳まで拡大した場合の世帯数は355世帯、人数は594人であります。

次に、3項目め、要支援者への除排雪支援について、今年度の支援はとのお尋ねについてでございますが、先ほどの上村議員の一般質問でもお答えをいたしました。今年度高齢者等除雪費援助事業の見直しを行い、対象となる除雪等の範囲をこれまでの屋根の雪下ろしに伴う除排雪に加え、避難路確保のための玄関前から道路までの通路の除雪費用を新たに追加し、助成の上限額を1回1,000円、年度内に3回まで助成することといたしました。加えて、大雪の際には除雪事業者がすぐに対応できないこともあり、玄関から道路までの除雪については自治会や地域の協力が不可欠であり、引き続き支え合いの支援をお願いするとともに、地域での新たな除雪支援の仕組みづくりや協力を進めてまいりたいと考えております。

次に、4項目め、CO<sub>2</sub>削減対策についての1点目、家庭から出るごみの量は減っているのかとのお尋ねについてでございますが、家庭系ごみの総排出量については、資源ごみの分別収集の取組や人口が減少していることなどから年々減少しております。ただし、令和元年度につきましては前年度より約117トン増加しておりますが、これは令和元年6月に発生した山形県沖を震源とする地震の影響により、粗大ごみ等の排出量が増加したことによるものと推察されます。他方、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、近年減少傾向で推移しておりましたが、令和元年度と令和2年度については増加しております。令和元年度については山形県沖を震源とする地震の影響、令和2年度に

についてはコロナ禍における巣ごもり需要の増加が要因と推察しているところであります。こうした要因により一時的な増加はあるものの、基本的には家庭系ごみの排出量は減少傾向にあります。今後ごみの減量及び資源化を推進するとともに、焼却処理量の減少によるCO<sub>2</sub>削減に努めてまいります。

次に、2点目、洋上風力発電は村上市のCO<sub>2</sub>削減につながるのかとお尋ねについてでございますが、洋上風力発電事業につきましては、発電事業者が発電した電力を電力事業者に売電することとなりますので、直接的に本市のCO<sub>2</sub>削減量に反映されるものではありません。しかしながら、発電時においてCO<sub>2</sub>を排出せず、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札として、国による取組が加速している事業であります。本市及び胎内市沖で計画されている洋上風力発電につきましても、CO<sub>2</sub>削減による地球温暖化対策の一環として進められているものであり、洋上風力発電等の再生可能エネルギーの主力電源化が進むことにより、結果的に本市のCO<sub>2</sub>削減につながるものと考えております。

次に、3点目、太陽光発電設備の設置に対する財政面での助成や融資制度創設についてのお尋ねでございますが、太陽光発電設備の設置に対する助成としては、本市では市内に居住している個人を対象として、住宅における太陽光発電設備の導入に対する助成を平成24年度から実施をいたしており、令和2年度までに321世帯に助成をし、太陽光発電の普及に努めてまいりました。今後もこの事業を継続しながら、太陽光発電の普及を図ってまいりたいと考えております。耕作不能な農地への太陽光発電の設置につきましては、荒廃農地の利活用としても有効な手段の一つと考えられることから、事業実施に対するニーズや採算性など、課題を整理しながら検討してまいりたいと考えております。また、公共施設の屋根への太陽光発電設備の設置につきましては、本市では公共施設の屋根貸し事業として、平成30年度から本市のし尿処理場の屋根を民間事業者にお貸しして、太陽光パネルによる発電事業を実施いたしております。国では2030年までに国・地方公共団体が保有する設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電を導入することを目指すこととしており、本市といたしましても設置可能な公共施設等への導入について、引き続き検討してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

1番の経済対策、コロナ対策の中でも経済対策について、9月議会において事業所の国の支援については把握していないというようなことがありました。しかし、地元の事業者であれば、やはり地元の自治体がするというのも大切なのではないかとこのように思っております。そしてまた、今コロナ禍の中で感染者が少なくなっているという状況にはありますけれども、しかし全然油断のできる状態ではないというふうに思っています。新潟市において1人、2人出たとすると、村上に

感染者が出る可能性もあるというふうに思っていますので、近隣市町村ないしは県内において、また全国においてもコロナが発生している間は鎮静するということにならないのではないかと。そして、新たな変異株が出てきていますので、これから将来、今までの経験を基に生活、そして事業もやっていかなければならないのではないかとというふうに思います。そんな関係で、事業についても少なくとも今の状況を継続できるような支援が必要になるかと思えます。その中で飲食業を中心に、前はもっとにぎやかだったのだけれどもというような状況、前の様子を思い浮かべることもあると思うのですが、やはりそれは今の時点ではもうかなわないというふうに考えてもいいのではないかとというふうに思っていますので、それなりの対策を考えていかなければならないだろうというふうに思います。そこら辺について、事業者の方々、それなりの取組をされていると思うのですが、そこら辺でしていることありましたら教えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） 今ほどのご質問でありますけれども、市といたしましては経済対策プロジェクトチームとして、定期的に商工会議所、商工会の皆様方や飲食業に携わるの方々、あるいは温泉組合の宿泊業に携わるの方々のご意見を聞きながら、今の現状をしっかりと把握しながら、それに対応できるように国の交付金を活用した経済対策ということで打ってまいりました。先ほど市長からのご答弁にもございましたように、これまでも商品券、飲食券の発行ですとか、宿泊においては市民割を利用いただいたりということで、まさに切れ目のない対策を講じてまいりました。本定例会会期中に提案申し上げたいというふうに今考えておりますのは、製造業の部分についてももう少し手厚いものが必要なのではないかなというふうな、そんなご意見もございましたので、なおまた年明けには国のG o T o トラベルも再開されようとしておりますので、そのタイミングに合わせて即対応できるようなものをということで、観光事業に対する支援ということも今検討している最中でございます。いずれにしても適時的確に状況を捉えて、速やかに対応できるように準備してまいりたいというふうに思います。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） では、よろしくお願いいたします。

次に、ワクチン接種の現在の接種率というふうなところについては、率については分かりました。それで、前回9月議会のときに、2回目の接種率、しかもそのときには受験生等について早めてほしいという話ししたときに、同時にそれを実施されるという状況がありました。それで、昨日市報いただいたところを見ますと、個人接種、自分で申し込んでやるお医者さんの名前について、まだ2件しか上がっていなかったのですけれども、やっぱり2回目接種して、ないしはまだ2回目やっていない若い方々もいらっしゃると思うのですけれども、時期を過ぎた場合に自分から積極的に接種に臨めるように、その案内をぜひ出していただきたいと。間に合わなかった、それで県外に出ていかなければならなかった、市外に出ていかなければならなかったというふうにならないようにし

ていただきたいと思いますが、そこら辺の対策についてはどんなになっていますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） ワクチン接種については、あくまでも任意でございますけれども、市としても接種勧奨として市報やホームページ等、また定期的に入れるチラシ等を通じて丁寧にお知らせをしながら周知をしておりますし、1月以降も1回目、2回目の接種ができるよう体制を整えておりますので、そこで受けていただきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 既に受験を控えている18歳の方、また15歳の方、これから中学校に上がる方を含めてでありますけれども、中学校に上がる方は12歳に到達してからということで希望ですけれども、その希望されている方の大体9割の方々の方がもう接種終えていますので、そういう意味においては、まず2回目までは非常にスムーズに受験者に対する勧奨は進んだというふうに捉えております。この後、その方々が8か月経過した後ということになりますと、やっぱり少し年度を越える形になりますので、そのところで3回目というのが発生しますので、そういう意味からいうと、この冬に向けて、インフルエンザは怖いですが、冬に向けて新型コロナウイルス感染症、今の現行のデルタ型については、何とか本市の子どもたちについてはある程度の抗体力ができているのかなというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） 先回も高校生から、早く受けたいのに、学校でやってくれればいいのと言われて話したところ、早急にやるというふうな取組になったのですが、それ発表になってからでは遅かったみたいなのです。その時点でずっと離れて、10月頃に予約取っていたのですが、早く取れるようになったから申し込もうかと思ったら、中間テストかな、試験等にぶつかって、とても接種できる状況ではないというふうに言われたものですから、早手、早手でやってもらわないと間に合わないのかなというふうに思いました。そういうことでしたので、よろしく願いいたします。もちろん医療現場の人たち、それから介護施設の人たちとかということもなるべく早くやってくださるように、今の変異株だと2回接種してもうつるという、そして若い人たちは重症化するというのも言われていますので、本当に注意していかなければならないのではないかなというふうに思います。

次に、未就学児の国民健康保険税についてですが、これは後期高齢者の窓口2割負担が、来年度、令和4年度の10月から始まるというのと引換えになっているのではないかなというふうに思います。それで、未就学児、それこそ均等割が公費から出されるということは、これとてもありがたいことなのです。そして、負担がなくなるということは、その家庭にとってはもちろんいいことなのですが、未就学児だけでなく、それこそ18歳、高校卒業まで、窓口負担が高校生までになっていますので、その年齢までやっていただけたら非常にありがたいというふうに思いました。私質問の

中で金額がどのくらい軽減されるのか、そしてまた18歳まで拡大した場合に幾らかかるのかというのちょっと聞くこと忘れていたのですけれども、分かりますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 税務課長。

○税務課長（大滝慈光君） 世帯、人数につきましては、市長答弁にありましたとおり、12月1日現在で112世帯ということで申し上げております。金額につきましては、未就学児となりますと均等割で500万円なので、その2分1の250万円が軽減となります。18歳までに拡大をした場合は、さらに800万円の公費負担が生じます。なので、合わせて約1,050万円となります。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） ありがとうございます。本当に小さい子どもたちが少なくなっている行政区だからこそ、その金額かなというふうに思わざるを得ないのですけれども、250万円の控除を受けて、250万円というのは国からの助成ですか、それとも全額で250万円ということですか。

○議長（三田敏秋君） 税務課長。

○税務課長（大滝慈光君） 内訳につきましては、2分の1が国、そして4分の1が県、残りの4分の1は市ということになります。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） それ合わせて250万円ということになるのですよね。

○議長（三田敏秋君） 税務課長。

○税務課長（大滝慈光君） はい、そのとおりでございます。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） 250万円で、それから合わせて1,050万円ということですので、ぜひ村上市で、少子高齢化のそういう面から見ても、ぜひ広げていただけたらありがたいと思いますが、そんな絶対無理でしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 令和4年度から第三次の総合計画スタートします。子育て支援をメインに掲げていきたいなというふうに考えているところでありますので、そういった意味でここは非常に重要な視点だと思いますので、しっかり検討させていただきます。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） 小学生から高校生までというと、小・中は義務教育であり、また高校生についても今は無償化されている部分もあるのですけれども、本当に無償化されている教育費以外にかかる親の負担が大きいということはよく知られています。そういうことで、一番お金のかかる時期でもありますので、ぜひ均等割、高校卒業までしていただいて、そして誰でも病気にかかる可能性というのものもあるわけですから、支払い能力とか関係なく病気になります。だからこそ国民が、皆さんが平等に医療サービス受けられるように、本当に小さな負担ですが、皆さんの分も見ていただ

けたらありがたいと思います。今後のことについて期待していきたいと思いますが、次に行きます。

要支援者の除排雪問題については、先ほど上村議員の答弁にもありました。しかし、去年久しぶりの大雪で、どか雪というか、豪雪です、一つの。それで、村上市においてもたくさん、全体的にも多かったのですが、それでも地域によってもすごい大雪。そして、何とかなる地域というものもちろんありました。それについても、道路の除雪等については適切にやられてきたと思いますが、しかし玄関から道路まで出られないという、特に高齢者世帯において本当に大変だったのではないかというふうに思います。そして、自分でできないものだから、町内の方々、特に支え合いといえ、言葉ですが、ご近所さんが大変だろうということで除雪を手伝ってくれた。それに対して、住んでいらっしゃる方々が本当に申し訳ないねというような形で過ごしていたということはもう切なく思いました。

それで、今年度については、玄関から道路までの除排雪については1,000円出るというふうに出ていましたので、しかも3回というのがどうかなというふうにも感じました。去年くらいであれば3回でもよかったのかもしれないのですけれども、やっぱり今後どんな大雪になるか分からない、そんなこともありますので、3回に限らず、少しは検討の余地もあってもいいのではないかというふうに思いましたが、そこら辺についてはどうでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（大滝きくみ君） 玄関から道路までの除雪については、今年度初めて実施するものであります。屋根の除雪については、今、年に3回ということで、それに合わせた形で3回というふうに設定はさせていただいたのですけれども、初めての事業でもありますので、今年度の実績を見ながらまた検討していきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） 除排雪のことについて相談はということで、昨日の市報の案内だと町内の民生委員さんに相談してくださいというふうに書いてあったのですけれども、私たちの町内は今民生委員さんいないのです。隣の町内に民生委員さんいますけれども、誰だか分かりません。申し訳ない。そんなこともあるので、民生委員さんを当てにするのもどうかなというふうにそれを見て思ったのです。そして、民生委員さんの負担にもなるということもありますので、行政全体として町内単位でそういうことについては見ていかなければならないのではないかなというふうに思いました。本当に民生委員さんも若い人たちならまだいいのだけれども、そうではないという状況もありますし、高齢者が除雪できないのと同じように、やはりその人たちも負担かなというふうに思いましたので、あまり頼らないほうがいいのではないかというふうに思いました。ただ、窓口になってくださるのであればいいけれども、必ずしもそうとは限らないというふうに私は思います。そんなこともあるので、そこら辺も一応頭の中に入れておいてほしいなというふうに思います。

次に、CO<sub>2</sub>削減対策について伺います。ごみの削減については、今のごみ処理場、檜原のエコ

センターについて、有料のごみ袋にしたら、ずっと減るのではないかというようなこととか、リサイクルできるものも分ければというような話がありました。しかし、人口が減っているからごみの量も減っているって、これ当然だと思うのですけれども、私もよく大きなごみ、ちょっと町内で出すにはいっぱいだなと思うときは檜原へ持って行って、何回か通いました。そんなことを見ていみると、本当に私たちが削減する前に、やはりスーパーへ買物行ったときにプラごみなんかは特に処分しなければならない状況に、このまんま持って行っていいのかというふうに感じるのですけれども、そこら辺についてはどんなものでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 環境課長。

○環境課長（瀬賀 豪君） プラごみを削減するべきではないかという……

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） すみません、ちょっと分からないかもしれない。

私たちがスーパーに買物に行くと、トレーなんかに乗っているでないですか。それから、プラの袋に入って売られている。それを私たちは持ってこなければならぬわけです。人によっては、私プラ要らないから、中身だけもらって、それをスーパーへ置いてくるという方も中にはいるけれども、ほとんどがそのまんま帰ってきて、うちで大きな袋で、そこへプラを入れて、プラならプラでまとめて出すということになります。そして、エコセンターに持っていくのは、たしかプラは持っていけないのですけれども、それはそれなりに回収はしてくれるのだけれども、プラを出さない方向というか、私たちが手元に持ってくる前に、スーパーでトレーに乗せてくれなければいいなということなのです、要するに。そういうことについての取組ってないですか。

○議長（三田敏秋君） 環境課長。

○環境課長（瀬賀 豪君） 市の取組としては、今のところそういう取組は行っておりませんが、国のほうでもプラスチックごみの削減ということで対策を強化していくというふうなことで、これから対策強化されていくかと思っておりますので、その辺もどのような対策が取れるかどうか、検討させていただきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） 一時期はそういう話も一応あったのですけれども、なかなかそれは進まないというふうに思います。行政でどうかするということにもなかなかならないと思うのですけれども、やっぱり全国的にそういうのを進めてもらわないと、私たちが幾らプラで分けていますと言ったって、出てきたものをやるだけのことだから、なかなか削減にはならないのではないかというふうに思うわけです。だから、そういう意味で、ここだけの話でなくて、もっと大きな意味でプラを減らすようなこともやらなければならないのではないかなというふうに感じているところです。

CO<sub>2</sub>削減については、石炭というの私ちょっと今ここでは、村上では使っているのかどうかというのちょっと分からないのですけれども、灯油やガスについては私たちも使っているわけです。そ

うということから考えて、CO<sub>2</sub>削減についてどんなふうに私たちが取り組んでいったらいいのか。特にイギリスで開かれて、若い人たちがCO<sub>2</sub>削減一生懸命やろうというふうに大きな声を出して取り上げていることについて、私も感じましたので、そのことについて行政でどんなことができるのかなというふうに考えました。その中で、やはり再生エネルギーを取り入れるということも本当にもちろん基本的に大事なことなのですけれども、それだけでなく私たちが省エネを取り上げることも必要ではないかというふうに思います。それで、特に私たちが省エネの前に危ないなと思うのは、やっぱり高齢になってストーブや温風ヒーターに灯油を入れるときとか、それから点火するときとかいうふうなことを考えると、これが石油でなければいいのになというふうに思うときもあるわけなのです。そんなことがあって、高齢になってストーブや温風ヒーターから電気に替えることできないのかなというふうに考えます。そんなときに、リフォーム制度というのがありますよね。だから、そういう意味でいろんな、うちの中でリフォームしなければならないからリフォーム制度を使うというときに、電気使うお湯をつくる温水器ありますよね。その場合に、古くなったものを取り替えたいと、壊れたからという可能性もありますけれども、古くなったから新しいのに取り替えたいというときに、ちょっと問い合わせて、そういうのはリフォームの分野に入るのかというふうに聞いたことがあったのです。そうしたら、新しく設置する場合は可能だけれども、取替えについては駄目だというふうなことを聞きました。それと同じようなことで、今エアコンがついている場合にすごく電気を消費するというふうに感じている方もまだ多いのではないかというふうに思いますけれども、今の新しい最近のエアコンだと、そんなに電気使わないで終わっているのです。そこらについての認識はどんなものですか。

○議長（三田敏秋君） 地域経済振興課長。

○地域経済振興課長（田中章穂君） ただいまのご質問のリフォームの部分についてお答えさせていただきます。

灯油を使った暖房器具とか、あとは先ほどの給湯器関係のそういったもののお話ございましたが、そういう電気製品とかの単純な入替えに関しては、リフォームの補助金は使用できません。住宅の一部改修が伴うような内容でなければちょっと厳しい状態でございます。あと、それに基づきまして使用電気料のことにつきましては、環境課長のほうにお任せしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 環境課長。

○環境課長（瀬賀 豪君） エアコンの性能ということで、確かに今かなり高性能で省電力な製品がいろいろ開発されていることは承知しておりますが、これからいろいろそういう技術的なイノベーションが進んで省電力化が進んでいくものというふうには思っております。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） 省エネについて語るには、暖房器だけでなく、それから建てつけとか、部屋の防寒設備とか、外壁の防寒対策ももちろん大事だろうし、いろんな面での防寒対策とい

うのは必要になってくると思うのですけれども、そういう意味で古いから消費が悪い、それからそれを取り替えるということも今大事な時期なのではないかなというふうに思います。そういう意味では、ちょっと話がずれますけれども、生活保護世帯でエアコン取り替えたいということについて、それから保護を受けて、その年であればエアコン取り付けられる補助もあるけれども、それ過ぎた場合はないというふうにもあるのですけれども、そこら辺についてはどんなものでしょうか。古いエアコン持っている方多くいらっしゃると思うのですけれども、どんなものでしょう。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 今ほど議員おっしゃられるとおり、古いエアコンを取り替える場合については、申し訳ございませんが、〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕補助といたしますか、生活保護費の支払いはできません。それと、新たに生活保護を受給して、最初に迎える夏場にクーラーということでエアコンを取り付ける場合は対象になりますが、1年過ぎた後ということになりますと対象にはなりません。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） 本当に危ない思いをして灯油を交換するとか点火するとかいうことについても、やっぱり注意していかなければならないのがこれからずっと出てくるのではないかというふうに思います。温風ヒーターもそうだと思うのですけれども、ストーブを高齢の方は火消さないで灯油入れするときあるのです。そして、今はいっぱい入れられないのだそうです、重いから。半分入れてくるのだけれども、ちょっとストーブの角に引っかけて、バンッと開けてしまったということで、もう火がぼおっとなって、それで慌てて脇に布団あったのをかぶせたというのも現実に、その後なのですけれども、見たことありますし、そういう部類というのがどうしてもできないとか、面倒だからというところから出てくる可能性もありますし、そういう注意喚起もしながらも、やはりそういうことしなくても済むような生活形態も実施していかなければならないかなというふうに思います。そういう意味で、外壁の工事もしあるのであればそのときに冷暖房のエアコンを取り付けるとかいうことについても、普通の住宅の場合実施していったらいいのではないかというふうに思います。そんなことで、とにかく石油やガスについても少なくしていくというのが私たちができることなのではないかというふうに思いますので、そこらについて協力していただけたらありがたいと思います。

もう一つは、耕作不能な農地や公共施設にというところで太陽光について触れているのですが、太陽光を設置するということになると、余った電気については売らなければならないとかというふうに私も思っていたのですけれども、今は蓄電設備もあるということで、ところがパネル以上にそれが高いのだそうです。そういう意味で、蓄電装置もつけたいと思うけれども、なかなか財政的に大変だということで、それで聞いたのが長野県の飯田市で財政面の補助をやっているということで聞きました。それで、これは私直接窓口へ問い合わせたわけじゃなくて、ネットで見たところなので

すが、ネットで見たとところについては、融資についてという、相談について受けますというような形での窓口になっていたのですが、村上なんかと同じように助成制度、幾らについては幾らとかいうようなことで助成があり、そのほかについて、皆さん資金がなくても融資のほうで手伝いできる可能性があるというふうなことで出ていたのです。それで、飯田市といえば長野県の南部のほうで、寒いですが、雪は降らないところです、たしか。しかし、今太陽光のパネルも、雪が降っているところでも、新潟県の津南町でももうそれができるといふような状況もありますので、雪にそんなこだわることもないのかなというふうに、改善されてきているというふうに言っていました、飯田市のネットで調べましたところは、太陽光発電設備蓄電システムの設置補助金ということで、令和3年度で90件の申請件数があるのです。そして、予算執行については43.3%となっていますけれども、融資制度というのは市内の金融機関と提携しているという状況があったのです。市内の金融機関ですから、そこら辺については紹介することあっても、市でとやかくというよりも、それは個々にまた〔質問終了時間5分前の予告ブザーあり〕申請しなければならないことにはなるのですけれども、そういう制度も使いながら、ゼロの資金であっても太陽光設置できるといふような状況に今なっているということなのです。だから、そういうこともこれから考えていただけたらありがたいのではないかとこのように思いますけれども、理解できますか、環境課長。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） まず、今のご質問にお答えする前に、先ほど玄関前から道路までの除雪のときに民生委員に頼るなというふうなご発言があったものですから、民生委員の皆さん本当に崇高な理念の下に厚生労働大臣の任命を受けて、地域の福祉向上のために一生懸命努力されています。ぜひそのところは理解をしていただいて、その民生委員・児童委員の皆さんと市もしっかり連携をして、きめ細やかにやっていきたいということでもあります。実際にご町内にいない町内もあるのも承知しております。その中でも、でき得る限り、過重にならない範囲なのですけれども、皆さん頑張ってくださいとありますので、そのところだけは、決して頼るなということではなくて、しっかり連携しているのだということのご認識を改めてお願いしたいというふうに思っております。

それと、CO<sub>2</sub>削減の部分なのですけれども、太陽光は太陽光として、今村上市はゼロカーボンシティを標榜しています。ですから、多方面にわたっているいろんな仕組みにやはり積極的に取り組んでいこうというふうな形で取り組んでいます、いこうというふうにスタートを切っています。それは、事業者の方々ができること、また市民の皆さんができること、そして行政ができること、様々なものがあると思いますので、それをいろんな形で進めていくということが大切で、その一つとしてはやはり森林資源を有効に活用していくということも一つの考え方です。これは、CO<sub>2</sub>を固定化させるということでもあります。議員ご指摘の太陽光発電を電力で置き換えていくということ、これもCO<sub>2</sub>、要するに化石燃料を減らしていくということでもありますから、これも一つの手法。こういったところをトータルで考えていくという仕組みをこれからしっかり進めていくことが

大事だというふうに思っております。ぜひ2050年までにゼロカーボンシティ、これを達成するように、しっかり市としても頑張ってまいりますので、議会の皆様方からも格段のお力添えをいただければと思っております。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） すみません。民生委員さんに頼るなど悪い意味で言ったのではないのですけれども、本当に過重負担にならないようお願いしたいなというふうに考えておりました。そういう意味で、また大切な人たちですので、ありがたく皆さんの援助をいただいているということ踏まえていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

では、太陽光についても、そんな形もありましたので、これから私たちも気をつけてCO<sub>2</sub>削減に協力していきたい、力を出していきたいというふうに思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで稲葉久美子さんの一般質問を終わります。

---

○議長（三田敏秋君） 本日はこれで散会といたします。

また明日も午前10時から一般質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

午後 3時49分 散 会